

会報

かごしま

Kagoshimaken Land and House Investigator Association

2011 秋 第80号



土地家屋
調査士



鹿児島県土地家屋調査士会

土地家屋
調査士



表紙画像について--新曽木大橋

昭和37年に架けられた曾木大橋は安全で円滑な交通の確保のため、今年、新曽木大橋に代替する。この橋は曾木の滝周辺の大自然や歴史を損なわない様にデザインされており、構造（コンクリートPC斜張橋）技術面でも先進的であり、地域アクセス道路としてもかなりの重要性を持っている。将来、伊佐市のランドマークになること間違いないだろう。貴重な上空からの画像は上流方向と下流方向を写した2枚。上流方向に写る曾木大橋は平成24年以降に取壊される予定である。 広報部 桐原

（写真提供-鹿児島県始良・伊佐地域振興局建設部、コーアツ工業(株)）

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職責)

法第 2 条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第 88 条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

会則第 86 条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第 27 条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第 1 項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

目 次

会長あいさつ	会 長 谷 口 正 美	1
鹿児島地方法務局長ごあいさつ	鹿児島地方法務局長 竹 村 政 男	4
新入会員紹介		
土地家屋調査士としての抱負	鹿児島支部 佐 野 敏 博	6
入会のご挨拶	鹿児島支部 萩原 功一郎	6
調査士業務について	鹿児島支部 田 原 直 樹	7
土地家屋調査士一年生	鹿児島支部 米 倉 央	8
「開業にあたって」	鹿児島支部 地頭所 亮太	9
私の趣味	鹿児島支部 有 馬 勝 郎	9
開業にあたって	霧島支部 浜 田 一 平	10
調査士として	川内支部 小 原 翔	11
入会のご挨拶	出水支部 園 畠 将一	11
開業のあいさつ	出水支部 梶 真 琴	12
開業にあたって	出水支部 今 村 浩 和	13
会員のひろば		
囲碁に学ぶ	鹿児島支部 小野原 憲人	14
生き物のいる環境	鹿児島支部 原 田 昭 文	16
温故知新	鹿児島支部 吉 川 伸 一	18
ヘリコプターパイロットでした	霧島支部 榮 藺 充	20
事務所訪問No.2	鹿児島支部 迫 田 圭 介	20
生れたばかりの娘を20年後、調査士業で養うために	鹿児島支部 有 馬 純 哉	22
支部だより		
鹿児島支部だより	鹿児島支部長 宮 脇 謙 舟	26
霧島支部だより	霧島支部長 桐 原 茂 太	26
南薩支部ボランティア活動	南薩支部長 福 元 文 治	27
エネルギーについて	川内支部長 田 中 亮 一	28
出水のツルマラソン	出水支部長 中 元 久 士	28
鹿屋支部だより	鹿屋支部長 浅 井 逸 郎	29
大島支部便り	大島支部長 町 田 重 孝	30
会務報告		31
各部報告		
総務部	福 崎 秀 一	35
財務部	恒 吉 博 久	35
業務研修部	業務担当 真 砂 公一郎	36
	研修担当 宮 脇 謙 舟	36
広報部	桐 原 茂 太	37
社会事業部	小 川 兼 義	38
「境界問題相談センターかごしま」だより	センター長 鳥 越 健	39
公嘱協会だより	理事長 小野原 憲人	43
政治連盟だより	会 長 坂 元 均	45
青調会だより	会 長 池 田 拓 志	47

ご挨拶

会長 谷口 正美



会員の皆様、このたび会長に就任いたしました、谷口正美です。

調査士会は、調査士法第47条第2項に「会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。」とされています。この目的を遵守し、新たな視線で会務運営を検討し、会員の皆様のお役に立ちたいと考えておりますので、今まで以上のご理解ご協力ご支援をお願いいたします。

さて、平成9年からの司法制度改革や規制改革によって、私たち土地家屋調査士を取り巻く環境が変わったといわれています。それはどのようなことを指すのか、この誌面で再確認することいたします。

まず、平成14年5月7日に土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布されています。この改正では、土地家屋調査士制度について、その利用者である国民の利便性の一層の向上を図ることを目的として、

(1) 複数の資格者が結集して法人化することにより、業務の共同化が図られ、その結果、業務の分業化、専門化が進み、利用者に質の高い多様なサービスを安定的に提供することが可能となり、複雑・多様化する国民のニーズに的確に応えることができるなどの理由で、事務所の法人化が認められました。

(2) 資格者制度に対する国民一般の信頼を確保するとともに、資格者の情報を容易に知り得る依頼者からの懲戒の申出を認めることにより、懲戒処分の適正な行使を図ることを目的として、懲戒手続が整備され、調査士法第44条に「何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。」とされ、懲戒処分の官報公告による公開等も行われることとなりました。この懲戒手続が整備されたことは、調査士が資格者として、より誠実に業務を遂行することを求められていることの証であると考えます。

(3) 会則から、報酬に関する規定が削除されています。この削除によって、不適正な報酬の横行が問題となっていますが、このことは、前述の懲戒にも関係すると思慮されますので、適正な報酬の運用をお願いいたします。

(4) 調査士の研修に関する規定を加えることとし、調査士法第25条に「調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。2、調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に

関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。」とされ、研修を受け、その資質の向上を図る努力義務がある旨が規定されました。適正な業務を遂行するためには、会員研修会、支部研修会には必ず出席されるようお願いいたします。

また、今年度は、第2回会員研修会を支部単位の出張研修として、11月4日(金)熊毛支部、11月11日(金)川内+出水支部、11月12日(土)鹿児島+南薩支部、11月18日(金)鹿屋+大隅支部、11月19日(土)霧島支部、大島支部は支部総会時に予定しています。会務運営について会員の皆様のご意見ご要望をお聴きする時間もありますので、ぜひ出席してください。

(5)業務の高度化・複雑化に伴い、依頼者との間に紛議が生じる事態が増加することを予想し、調査士法第54条に「調査士会は、所属の会員の業務に関する紛議につき、当該会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。」とされ、調査士会が所属の会員又は当事者その他利害関係人の請求によって、当該会員の業務に関する紛議について調停を行えることとなりました。

さらに、平成17年4月13日に公布された不動産登記法等の一部を改正する法律により、筆界特定制度に関する規定が設けられ、調査士法については、筆界特定の代理業務や裁判外紛争解決手続(ADR)の代理等に関する所要の改正が行われています。

(6)筆界特定の手続についての代理は、土地の登記を申請するためには、現地の筆界を調査確認した上で、測量をする必要があるから、土地の調査及び筆界の確認は、既に調査士の業務内容に含まれており、調査士法第25条に規定する研修を受け、日頃から地域の慣習等の知識を深めていることなどを理由として、すべての調査士が当然に行うことができる業務として認められ、特別の研修を受けることや、弁護士との共同受任をすることを要件としていません。

(7)調査士は、従来、不動産の客観的な現状を明らかにする表示に関する登記についてその申請等の代理業務を行ってきましたが、紛争性のある事案について紛争当事者の一方を代理するという業務を行ってきたわけではありません。したがって、紛争の一方当事者を代理するに当たっての倫理や、相手方当事者との交渉技術等については、調査士は必ずしも専門家というわけではありません。そこで、筆界についての専門知識を活用しつつ、適切な紛争解決を図るため、調査士がADRの代理業務を行うに当たっては、弁護士との共同受任を条件とし、土地家屋調査士特別研修を受講して、ADRにおける代理人として必要な法律知識についての考査により、法務大臣にその能力を認定された者が認定土地家屋調査士となるわけです。

また、認定調査士が活躍する場所として、法務大臣の指定を受けた境界問題相談センターが規定され、鹿児島会は平成19年8月10日に法務大臣の指定を受けています。

認定調査士につきましては、その活用策を九州ブロックで検討していますので、平成24年2月10日から予定されています、第7回土地家屋調査士特別研修を多数の会員の皆様が受講されることをお願いいたします。

調査士法第1条(目的)「この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。」

調査士法第2条(職責)「土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」

あらためて言うまでもなく、調査士法の目的と職責が、調査士の在るべき姿を物語っています。

さて、「表示に関する登記における実地調査に関する指針」の改訂によって、原則全件実調という情報があります。しかしながら、指針では、「調査士又は調査士法人を代理人として申請等がされた場合であって、申請等に係る不動産の現況、調査士等の判断及びその根拠等に係る事項が必要かつ十分に記録された規則第93条ただし書に規定する調査に関する報告書(調査報告書)が登記所に提供された場合において、当該調査報告書と、それ以外に登記所に提供された情報及び登記官が登記所内外で収集した資料等によって職務上知り得た事実とを併せ考慮することによって、登記官が申請等の内容が真正であると判断することができるときに限って、実地調査を要しないと判断することができるものとする。」とあります。

実地調査省略理由書の省略理由記載例によると「申請に係る土地は、法第14条第1項の地図が備え付けられている地域にあり、本件申請の添付情報である地積測量図の筆界点座標値は、地図の筆界点座標値の誤差の範囲内にあった。また、調査報告書の〇〇の記載から、地積測量図に記録された分筆線は、申請人の申請意思に合致するものであることが認められるとともに、調査報告書添付の写真から、分筆した各筆界点に境界標が埋設されていることが認められ、地積測量図の記録とも合致していると認められる。このため、実地調査により分筆線を含む各筆界点の座標値を確認する必要はないものと判断した。」とあり、登記官が申請等の内容が真正であると判断することができるように、93条調査報告書の記載内容を充実させ、複数枚の写真等でより詳細な情報を提供することで、効率的な登記行政の運営と表示に関する登記の重要性に対する社会の要請に応えることができると考えられますので、会員の皆様のさらなる努力をお願いいたします。

最後に、東日本大震災により大きな被害をもたらされた方々へ、心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧・復興へ向けた協力の必要性ということをも含めて、私たち土地家屋調査士は、どのようにして、これからの社会に対して役立つ存在であり続けるのか、ということを常に会員の皆様と考えながら前に進みたいと思います。

新執行部をよろしくお願いいたします。

ごあいさつ



鹿児島地方法務局長 竹村 政男

連日の猛暑に加え、今夏は節電対策で、例年になく厳しい夏をお過ごしになられたと思いますが、鹿児島県土地家屋調査士会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

会員の皆様方には、当局が所掌する不動産の表示に関する登記事務の適正・円滑な処理のため、平素から格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年3月11日に発生しました東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生いたしました。発生から半年を過ぎようとしておりますが、日々更新される死者・行方不明者数の記事を紙面で見ると、被災された方々の苦しみや悲しみを感ぜずにはおられません。被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興がなされることを心から祈念申し上げます。

また、日本土地家屋調査士会連合会において、大規模震災復興支援対策本部を設置され、各種支援活動を行っていると聞き及んでおりますが、このことは被災された方々にとって大きな喜びであると同時に、土地家屋調査士の社会的評価を大きく高めるものであり、心から敬意を表します。

法務局におきましても、現在、被災した自治体に対して行われている戸籍事務への支援に加え、今後予想される膨大な数の建物滅失登記、登記特設相談所の開設及び境界復元作業といった業務などに対し、全国の職員と土地家屋調査士の皆様が一致協力して支援することとされており、要請があり次第、当局からも支援を行う予定であります。

私が鹿児島地方法務局へ着任してから5か月が経過しましたので、現在の法務局における情勢について誌面をお借りして、若干触れさせていただきます。

我が国においては、厳しい財政事情の下、国際化・情報化の進展、長引く不況による経済構造の変化及び価値観の多様化といった社会情勢から、現代にふさわしい行政への転換を目指し、簡素で効率的な政府を作り上げるべく、総人件費改革や電子政府の推進など、高度情報化社会に対応する行政システムの早期構築が図られているところです。

法務局においても、地図行政の推進、筆界特定制度、登記申請手続のオンライン化等への的確な対応が求められており、特に、地図行政の推進につきましては、平成15年6月、内閣の都市再生本部から示された「民活と各省の連携による地籍整備の推進」に基づき実施されてきた、登記所備付地図の整備事業につき、地域住民や地方自治体から、その拡充を求める意見が出されたことを受け、平成22年度からは、「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」に基づき、これまで以上に強力に推進しているところであります。

当局におきましても、平成16年度から8年連続で、地図作成作業に取り組んでおり、本年度は、鹿児島市玉里団地一丁目の地域、面積にして約0.41平方キロメートル、約1,330筆の地域を対象地区として実施しているところであります。

社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会会員の皆様には、連日猛暑が続く夏の炎天下での作業に加え、休日返上で積極的に作業に取り組んでいただいておりますことに対し、深く感謝申し上げます。

また、筆界特定制度については、平成18年1月20日から運用が開始され、運用開始当初から全国の登記所において予想を上回る申請がなされています。

当局におきましても、平成23年8月1日現在、169申請270件が提出され、その事件処理に際しましては、筆界に関する専門的知識を有する土地家屋調査士の皆様に、大変御尽力をいただいております。

今後とも、皆様には筆界調査委員として、また、筆界特定の申請手続の代理人として、なお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

次に、登記のオンライン申請につきましては、登記制度を高度情報化社会にふさわしい制度にするという見地から、インターネットを利用したオンライン申請手続が導入され、当局におきましては、管内のすべての登記所がオンライン申請庁に指定されております。

国の行政手続におけるオンライン申請は、これまで、平成20年9月12日に内閣のIT戦略本部で決定された「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、利用率の達成目標数値を掲げ、その推進が図られて来ましたが、今後は、より大幅な利用率の向上を目指し、本年8月3日に「新たなオンライン利用に関する計画」が同戦略本部で決定され、既存の手続の見直しを含め、抜本的な利用率向上のための取組を検討することとされております。

登記のオンライン申請は、これまでに登録免許税や登記手数料の軽減措置が講ぜられたこともあって、利用実績を伸ばしているところではありますが、更なる利用率拡大のため、会員の皆様の特段の御理解と御協力を今後ともお願いいたします。

以上のように、法務行政を取り巻く情勢は、時代の要請とともに、めまぐるしく多様化してきており、種々の課題が山積しておりますが、これらの諸課題への取組は、会員の皆様方の御支援と御協力なくしては、達成できるものではありません。今後とも、なお一層の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

皆様方、土地家屋調査士は、国民の高い評価、信頼を受けて、国民から身近な法律専門家としての地位が認められ、その活動の範囲が拡大されてきているところであり、国民の期待とニーズはますます高まっているところであります。同時に、国民の信頼を維持し、土地家屋調査士制度の適正な運用を図るため、常に品位を保持し、公正かつ誠実に業務を行い、表示登記の専門家として模範となるべき厳格な責務も負っています。

今後とも、土地家屋調査士業務の適正な取扱いに御留意され、御研さんを重ねていただきまして、その地位の一層の向上に努めていただきますよう、お願いいたします。

終わりに、鹿児島県土地家屋調査士会の更なる御発展と会員の皆様方のますますの御隆盛、御健勝を祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

新入会員紹介

土地家屋調査士としての抱負

鹿児島支部 佐野 敏博



1月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会させていただきました佐野と申します。

私は初めて受験した平成21年度試験では、書式0.5点差で足切りになりました。

その成績通知書をトイレのドアに貼り、その悔しさをバネに1年間死に物狂いで勉強し、平成22年度に無事に合格することが出来ました。

現在修行させていただいている先生や、一緒に作業をさせていただいているたくさんの調査士の先生方や補助者の方、受験仲間、友人、そして家族の励ましや協力なくしては、合格は到底達成出来なかったと思います。この場を借りて心より御礼を申し上げます。

私が現在修行させていただいている先生は、「少なくとも我々が現場に入った後は、境界紛争を起こさないようにしなければならない」という信念を持っています。

私もこの信念を持ち続け、徹底した資料収集と現地調査により筆界を追求し、その上で隣人関係の安定を図りながら、この仕事に取り組んでいく所存です。

そして良質な仕事を続けることで、受験者数が極端な減少傾向にある土地家屋調査士という国家資格の必要性、重要性を訴え、国民の認知度を上げることに微力ながら貢献していこうと思っています。そうすれば少なくとも業界の評判を落とすことは無いですし、自ずと資格のステータスも回復し仕事も増えていくはずだと、非常に楽観的であまい考え方をしています。

私は補助者を長くしていましたので、たくさんの土地家屋調査士の先生方を存じ上げております。

どの先生方も仕事にプライドを持ち責任感が強く、人間的にも非常に尊敬できる素晴らしい方々ばかりです（個性が強いことは否めませんが・・・）。

そのような憧れの先生方の仲間入りをすることができて、本当に誇らしく思っています。

青臭いことを言うようですが、私も先生方と同じように、土地家屋調査士である前に、是は是、非は非としっかり認められる一人の人間でありたいと思っています。

若輩者ゆえに先輩方にご迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、温かいご指導ご鞭撻を何卒宜しくお願い致します。

入会のご挨拶

鹿児島支部 萩原 功一郎



この度、鹿児島県土地家屋調査士会に入会させて頂きました萩原功一郎と申します。

私は、土地家屋調査士を目指して鹿児島測量専門学校に入学しました。卒業後、働きながら勉強を続け、なんとか運良く昨年合格することができました。補助者経験もまったくない私が試験に合格し、今もなんとか仕事を行っているのは、素晴らしい仲間や先輩方のおかげと考えております。

誰もが経験されていることとは思いますが、貴重な休日を利用し模擬試験を受ける日々は本当に憂鬱でした。しかし幸運にも私の周りには、苦勞して習得したノウハウを惜しげもなく、そして気持ちよく教えてくれる仲間が数多くおりました。そんな仲間と模擬試験の出来不出来をいつも談笑するようになり、いつのころからか模擬試験の日曜日でさえも楽しく過ごせるようになっておりました。今では本当によい思い出となっています。

なんとか開業させてもらったものの実務経験が皆無であるため、わからないことだらけです。今日まで様々な質問を本当に多くの先輩方にさせて頂きました。質問する私にとっては真剣な質問も、回答する側からすると本当にくだらない質問も多数あったはずですが、しかし、どの先輩方も忙しい中貴重な時間を割いて、丁寧に教えてくださいます。窮地に立たされている者にとって、救いの手を差しのべてもらえることは、ほんとうに有難く嬉しいものです。

私はまだまだ未熟な若輩者ではありますが、早く一人前と評されるよう努力を継続していきたいと思っています。そしてなるべくはやい時期に、後輩に手を差しのべる方に変われればと考えております。それまでは、先輩方に多々ご迷惑をおかけするかと思いますが、その際は未熟者と目を瞑り、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

調査士業務について

鹿児島支部 田原 直樹



はじめまして、今年の2月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会させて頂きました田原直樹と申します。

今回の新入会員紹介への執筆をするにあたり、これまでの自分の経緯等も含めまして、自分にとっての調査士業務について改めて考えてみました。

私はこれまで、大学卒業後、職をいくつか変えてきて今に至っております。大学卒業後、最初は建設会社に就職しました。土木工事の現場監督補助という立場で、4年程務めておりましたが、建設業界の急速な冷え込みによる不安と自分が建設業に興味を持てることができず、辞めることになりました。しかし、今思えば、土地家屋調査士における測量とは内容がまた違いますが、少しでも測量業務に携わった経験が少しは今に活かされているように思えます。

次の職業は、その時に興味を持っていたパソコン関係に携わる職業で、建設業に関係するパソコン操作等のサポートに携わり、ここでも4年程務めておりましたが、思ったほどその職業に興味を持つことができず、また辞めることになってしまいました。ですが、これまで不得意であった、パソコンの利便性を人並みには習得することができ、今現在の測量系ソフト、CAD等の調査士の仕事の一般業務で必要となる知識を身に付けることができたと思っています。

いろいろと、職を変え自分が本当にやりたいことは何かを考え、これまでの経験を生かせるものはないかといろいろな職業を探している中で、土地家屋調査士という職業にたどり着きました。

不動産登記法という法律に基づき、土地や建物の登記、測量を行うことがどのようなものか、はじめはもちろん全てを理解することもできず、補助者としての毎日の経験の中で少しずつ、難しさ、大変さを痛感していきました。その中でもいろいろな人と接することで、自分の説明不足、知識の

至らなさを感じていましたが、日々、反省、修正していくことで、少しずつでも自分もまだまだ成長できているのではないかと感じる事ができ、土地家屋調査士として仕事ができるように早く資格を取得したいという強い気持ちを持つことができ、資格取得に向けての勉強に取り組むことができたように思います。とは言うものの、これまで必死に勉強するということがあまりありませんでしたので、勉強にも四苦八苦しながらの毎日でしたが、自分も30歳を超え、結婚もしており、子供も生まれたことで、勉強にも身が入り、何とか3度目の試験で合格することができました。

合格はしましたが、もちろん土地家屋調査士としての自分はまだまだ経験、知識不足で、これからまだ多くの勉強をしなければならないことが多くありますが、やればやるほど、自分にとって調査士業務の奥の深さを感じることもあり、興味をより強く抱くこともでき、日々、不安と闘いながらもでもこれまでにない充実さを感じております。

まだ、始まったばかりで、大きな壁にぶつかることもこれから何度もあると思いますが、先輩方のこれまで培われてきた経験を少しでも多く吸収し、自分に合った土地家屋調査士を目指していきたいと思っております。

これから、いろいろな場面で多くの先輩方とお会いすることもあると思いますが、その時は、ご指導等を頂ければと思っておりますので、どうかお手柔らかにお願い致します。

とりとめのない文面にお付き合い頂きまして、誠に有難うございました。
これから末永く、宜しくお願い申し上げます。

土地家屋調査士一年生

鹿児島支部 米倉 央



初めまして、今年二月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会させて頂きました米倉央と申します。自己紹介を兼ねた皆様へのご挨拶をさせていただきます。

幼少の頃はサッカーに明け暮れ、大学も全くの畑違いの学部を卒業したので、調査士を目指そうと志したものの、測量・法律に関しド素人でしたので、漢字字典を引き読み方から調べるほどでした。いろんな参考書・過去問・質疑応答本・六法を読みあさりなんとか合格、登録することができましたが・・・まだまだ大きな山があることに気づかされました。

諸先輩の先生方の仕事ぶりを目のあたりにし、調査士業だけでなく民法、建築基準法、税法等々の周辺知識の深さや、急ぎの業務が入ったときに無駄なく効率よく業務を捌くスピーディーさ、地権者や隣接地権者への説明・対応し相隣関係の安定を図る、多方面から問題解決にアプローチ出来る知識、経験などこれぞプロの仕事なのだと実感します。日々過ごす中で自分の知識、人生経験の浅さに不甲斐なさを感じる毎日です。

まだまだ右も左も分からない未熟者ですが、ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

稚拙な文章ですが、最後まで御覧頂き有難うございました。

「開業にあたって」

鹿児島支部 地頭所 亮太



はじめまして、今年の3月に開業しました地頭所亮太（じどうしりょうた）と申します。

私は、父が調査士をしており、その下で補助者として働いていましたが、平成22年度の試験に合格する事ができ、この度登録する事になりました。開業した現在も父とは同じ事務所でやっております。

この補助者時代を振り返ると、最初の頃は甘えからか、ただ何となく手伝うと言う様な気持ちで、仕事をやっておりました。もちろん、そういった状態ですので仕事も覚えないし、ミスも多く、なにより一日の中の大半を占める仕事楽しくなく、苦痛でしかありませんでした。この状態が暫く続きましたが、仕事をやっていくうちに、色々な調査士の先生方や先輩方と接する機会があり、見たり話を聞いたりしていくうちに、徐々にですが、調査士としての仕事の魅力や理想の調査士像を描ける様になり、それが資格取得の為の勉強への活力源になった気がします。

今年開業して約5ヶ月経ちますが、補助者時代にはない責任の重さを感じています。また同時に測量やパソコンの技術、そして地権者への対応等自分の未熟さを感じている毎日です。色々と教えてくださる先輩の方々には大変感謝しております。

これから調査士をやっていく上で、おそらく大きな困難にぶつかる事もあると思います。そんな時、冷静に公正な立場で、誠実に業務を行える様に、経験を積み日々勉強をしていきたいと思えます。なにとぞ、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

私の趣味

鹿児島支部 有馬 勝郎



本年4月から土地家屋調査士として皆様に仲間入りすることになりました。どうかよろしくお願いします。趣味は、ゴルフ、ソフトボール、川釣り、パチンコ、メダカの飼育など、広く浅くの多趣味の私です。多趣味の中から、今回はメダカの飼育について紹介させていただきます。

会員の皆さんメダカに興味はありませんか。

私は自宅で約60匹のメダカを飼育しています。種類は3種類、黒メダカ、赤メダカ、白メダカです。といっても、本格的に飼育しているわけではありません。市販(ゴミ用)のポリバケツ2つ、昔ながらの火鉢1つ、手作り陶器の壺1つ、掃除用バケツ2つ、それぞれにホテイアオイを浮かべて飼育している程度です。

メダカを飼育するきっかけはと申しますと、4年前、義理の兄貴が趣味で飼育していたメダカを10匹ほど頂いてからです。それからというもの毎年メダカの産卵にもうまいき赤ちゃんメダカを増やしてきました。毎年のことながら、友人、親戚等たくさんの人たちにメダカをお裾分けしています。会員の方では是非、飼育してみたいと思われる方は、ご連絡いただければと思います。

まさかとは思われる方がおられると思いますが、私はメダカを見ていると癒されます。

自宅の庭先にホテイアオイの緑とメダカの涼しげな泳ぎ、ちなみに、私のお薦めのメダカは白メダカです。更に、日よけのすだれとニガウリの自然すだれ、運がよければホテイアオイの花が咲きます。電力不足のこの猛暑の夏の中、まさにクールビズ生活そのものです。一度だまされたと思って飼ってみてはいかがでしょうか。

それでは、私のメダカ飼育方法について紹介したいと思います。まずは、ポリバケツにいっぱい水道水をためてホテイアオイを2株くらい浮かべて、水道水のカルキ等を抜くため2～3日おき、その後にメダカを入れます。ちなみに、雨水だとすぐにメダカを入れても大丈夫です。定期的な水の入れ替えも同じ要領で2ヶ月に1回程度行います。

餌のやり方は、朝夕1回程度です。メダカの餌は、100円ショップで購入しています。最後に、皆様の一番興味のあるメダカの産卵方法について紹介します。

先ほど紹介した水をためたポリバケツとバケツを各1つ準備します。1つのポリバケツに、ホテイアオイを2、3株、親メダカを5、6匹入れて1週間程度したら、ホテイアオイの根元をみてください。運がよければ卵が付着しています。卵が付着していたら別に用意したバケツに卵の付着したホテイアオイを移します。2、3日でふ化します。その後注意することは、親メダカと子メダカを同じ容器に入れないことです。子メダカが1cm程度になったら大丈夫です。なお、私の経験からして、産卵は4月から9月頃まで、寿命は1年から2年くらいようです。

以上、私のメダカ飼育方法について紹介しましたが、興味のある方は1度飼育されてはいかがでしょうか。

開業にあたって

霧島支部 浜田 一平



この度2月に鹿児島県土地家屋調査士会に入会いたしました、どうぞよろしくお願いいたします。

私が土地家屋調査士を目指したきっかけは、大学の卒業を控え、これから社会人として転機を迎える時に具体的にどのような事を自分の職業としていくか悩んでいる中で、「土地家屋調査士」という資格も一つ道として考える様になりました。今まで具体的にどの様なことを行う資格かはっきりとは分かっておりませんでした。個人の財産の基礎部分に関われること、独立開業し、やればやったりの成果を得られることから土地家屋調査士になることを決めた次第です。

大学卒業から、土地家屋調査士会に入会するまでの間、先輩調査士の下で勉強させていただいている中で感じた事は、どれか1つでいいから特色(強み)を持つということです。まだ、土地家屋調査士として始めたばかりで正直自分の特色という強みは確立できていませんが、後に「これに関しては誰にも負けない」と胸を張って言える自分の特色を確立できるように、日々の業務の中で、ただ依頼されたことをこなすのではなく、土地家屋調査士としての職責を念頭に置きながら社会貢献できればと思っております。

まだまだ未熟で、諸先輩方から出来るだけ多くの事を学び吸収したいと思います。その折にはどうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

調査士として

川内支部 小原 翔



私の調査士登録日は3月10日、東日本大震災の前日である。まずは、震災によって亡くなられた方々のご冥福を祈り、被災地の一日も早い復興を願いたい。

今回の震災をうけて、私は調査士として災害にどう向き合っていくべきなのかを考えさせられた。災害が発生した際に、調査士としてできることは、境界に関する情報の収集や境界の復元作業、被災状況の調査などを通して迅速な復旧・復興に寄与することだろう。私は、このような作業をスムーズに進めるために重要なのは、『調査士（業務）に対する信頼』なのではないかと思う。ただ、「信頼」とは一朝一夕に得られるものではなく、日頃の積み重ねによってこそ得られるものだろう。そして、調査士会・公嘱協会と伊佐市や霧島市との災害時の応急対策の協力に関する協定の締結は、諸先輩方が日頃の業務を通じて築いてきた信頼関係の証だと思う。

そうだとすれば、災害時に何ができるのかとは、日頃の業務をどう行ってきたか、につながる。私自身はまだ経験も浅く、調査士として未熟だが、少しでも信頼を積み上げていくことができるように、公正・誠実を宗として、日頃の業務を大切にしていきたいと思う。私はこれから先、登録証を見るたびに震災のことを考えることになるだろう。そして、その都度、一調査士として何ができるのか、調査士とはどうあるべきなのか問い続けたい。

入会のご挨拶

出水支部 園畠 将一



平成22年の試験に合格し、今年1月に入会しました園畠将一と申します。

新入会員紹介コーナーにて執筆の機会を頂きましたので、ご挨拶させていただきます。

私のこれまでを簡単に紹介しますと、大学卒業後、某電機メーカーにて約13年間技術者として主に新製品の設計・開発の業務を致しておりました。

ところが、グローバルな競争及び経済の変動の波に勝てず、勤務していた工場が閉鎖されることになり、勤務場所を変えて会社に残るか、退社して次の仕事を探すかの選択を迫られることとなりました。

私の場合、父が土地家屋調査士をしていたこともあり、土地家屋調査士を目指そうと決意し、まず測量士補試験の勉強を始め、合格後土地家屋調査士試験の勉強を始めました。

測量士補試験に合格した年の調査士試験は、まだほとんど勉強していなかった為、単に座っているだけで終わってしまいましたが、その次の年、途中から仕事もなくなり勉強時間が確保できたこともあって、何とか合格することが出来ました。

当初の予定では、勉強しながら父の仕事を手伝い試験勉強と実務の勉強を平行して進める予定でしたが、父が体調を崩し、やむなく退会することとなってしまった為、結果的に合格は早くなったかもしれませんが、実務経験なく開業せざるを得ませんでした。

開業してからは、父にアドバイスをもらったり一緒に現場に行ったりしながら、また他の先輩調査士に教えてもらいながら、まだ数少ないですが不安を抱きつつ日々奮闘しております。

前の仕事でも、ある程度自信を持って仕事ができるようになるまで、おおよそ10年位かかったように思います。特に経験が浅い時は目の前しか見えておらず、ゴールへの最短距離が見えるようになるまでは、相当な経験が必要である事を感じました。

また1年目からの再スタートとなりますが、少しでも早く一人前となれる様、努力したいと思います。

最後に、県土地家屋調査士会の皆様、特に出水支部の皆様には私の未熟さ故にご迷惑をお掛けすることが多々あるかと思いますが、土地家屋調査士の名を汚さぬよう、日々精進致しますので、ご容赦頂ければ幸いです。

以上で入会の挨拶とさせていただきます。これからもよろしくお願い致します。

開業のあいさつ

出水支部 梶 真琴



今年の3月から鹿児島県土地家屋調査士会に入会した出水支部の梶と申します。調査士会の先輩の皆様方よろしくお願い致します。

私は出水市にて開業しましたが、今まで調査士の仕事の経験がほとんどなく、未だに右も左もわからない状態で仕事をしています。しかし、出会った先輩方に優しく教えていただいているおかげで何とか仕事になっています。いつもお世話になっている先生方、本当にありがとうございます。

私が土地家屋調査士を目指すきっかけになったのが、父が目指す「お客様に気持ち良く住まう家、家族が幸せになる家を提供したい」強く感銘を受け目指しました。私の理念としては、従来の売るだけの事業を打破し、土地調査から、登記、そして住まいの提供とした一貫的な事業を自らが理解した上でお客様の目線にたった事業がしたいという理念がございます。

前文の記述に述べた様に、一人の人間としてはまだまだ知識や未熟な点がございますが、これから出会う先輩方やお客様に自らを成長させて頂き、出会う方々を満足していただけるような立場に近づけるように躍進して参ります。

開業にあたって

出水支部 今村 浩和



このたび鹿児島県土地家屋調査士会の会員として出水市にて活動させていただくことになりました今村と申します。測量の業務経験がなく未熟者ですので、不安もありますが、皆様方にご迷惑をおかけしないように、精一杯頑張っていこうと思っております。

出身地は旧祁答院町で川内高校、鹿児島経済大学を卒業しました。卒業後は祁答院ゴルフクラブで働き始め、それから10年ほどサラリーマン生活を送ってきましたが、6年前に前職の司法書士事務所に勤めるようになったのをきっかけに「何か資格を取りたい」と強く思うようになり、宅建を受けてみたところなんとか受かることができました。高校や大学の受験とはちょっと違い、とてもうれしかったのを今でも覚えています。それ以降、趣味のゴルフもやめて、楽しいとまでは言えませんが勉強することが習慣になっていき、行政書士、測量士補、土地家屋調査士となんとか順調に資格を取得することができました。

近年、土地家屋調査士の業務は、多岐にわたる上に複雑化してきており、新入会員+未経験者である私にとって数多くの難題をクリアしていかなければなりませんが、少しずつながら勉強や経験を積み、先輩方のように信頼される調査士を目指し、日々努力してまいりますのでどうぞ今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

会員のひろば

囲碁に学ぶ

鹿児島支部 小野原 憲人



今回 「囲碁」 をテーマに寄稿の要請がありましたので 「囲碁に学ぶ」というタイトルで少し書かせていただきます。

囲碁は盤上に黒石と白石を交互にならべていき、最後に広い領域を確保した方が勝ちとなるゲームです。また、盤上の格闘技とも言われ、「スポーツの祭典 アジア競技大会」に新種目として採用されることになりました。

囲碁には私たちが社会で生きていくうえで役に立つものがたくさん詰まっています。例を挙げながら進めていきます。

1. 間合いをとる

皆さんはテレビで、囲碁棋士が1、2、3、と数えられながら7、8、9となって石を置くのを見たことがおありでしょう。

これは当然次に打つところは決まっているのですが、この先本当にそれで良いのか確認している時間なのです。

相手が石を置いたら間髪を置かずに自分も打つ、こういう人は俗に言う弱い人です。石を置いてから“しまった”では勝負になりません。わずか10秒とはいえ使いようによっては有用なのです。

相手の発言にすぐ切り返してトラブルになる、文書や測量図を作っても見返すことなく申請して付箋が付くこと事など少し間合いを取れば防げるミスではないかと思います。

一瞬立ち止まって確認して動く、囲碁に強くなる方法のひとつですが、自分たちの日常においても参考になる姿だと思います。

2. 勝ちを得る

囲碁は最後に半目を争うゲームです。先番黒が7目多ければ黒の半目勝ち、黒が6目多ければ白の半目勝ちとなります。これは先手有利のハンディーです。

囲碁のゲームの中で、相手の石を取るということがあります。10目、20目とたくさん取れば気持ちが良いといったところです。ゲンキン、ゲンナマと言った表現をします。取る、取られるといった言い方もします。

でも、1手打つごとに状況、局面が変わる中で最後に半目勝つためにそのゲンキン、ゲンナマに手を出してよいかを考えが及ぶようになると相当レベルがあがります。

ただ、年配の方と女性はこのゲンキン、ゲンナマが大好きなようです。もう自分は年だから少し勝てばよいとか、今日食べる分だけでよいと思って打ってこられるとこちらも難儀をしますが、たくさん狙ってこられます。そこに無理と隙が発生します。バケツいっぱい勝っても一勝、半目勝っても一勝です。

日ごろ憎たらしい奴だから、この際徹底的に痛めつけてやろうなどと余計な考えを起こしてよく逆転されます。勝ち碁を確実に勝ちきる為に自分をコントロールする能力が必要です。

3. 潔く負けを認める、そしてなぜ負けたか反省する

囲碁では途中で勝負が決することがあります。要するにこれ以上打っても勝ち目がない、降参ですと負けを認める場合です。これを投了といいます。でも中には勝ち目がないとわかっていても打ち続ける人がいます。碁は相手が投了しない限り打たなくてはなりません。負けそうになっている人は相手がミスをするのを期待して打ち続けるわけですが、そういう姿は決して美しいものではありません。負けを認めるというのは辛いものがありますが、ここは人間の真価を問われます。

また、対局終了の後、必ず、再度並べなおします。そして負因はどこにあったのか検討します。負けた原因をさかのぼって突き止めるわけです。もとどおり並べなおすのにも棋力が必要ですが、負因・失敗を反省して次につなげることで進歩します。

囲碁は棋力の同じものどうしの対局が一番おもしろいと言えます。先々まで自分で最善と思う手を打ち、結果、負けた原因を突き止める、その繰り返しを行っておれば自然と強くなります。負けた原因、なぜ失敗したのかと反省できるかどうかでその人が成長していけるかどうかの分かれ道のような気がします。

最初に書きましたが囲碁は盤上の格闘技です。体力、気力が充実していなければなかなか勝てません。体調不良、悩みがある場合など結果に顕著に現れます。

戦うと決めた以上、リングに上がる以上最後まで耐えていける肉体力が必要です。そして最後まで戦い続ける意志、気力が必要です。タイトル戦等では1局を二日かけて打たれます。

それでは、偉そうに講釈を垂れるおまえはどの程度の棋力だと思われたことでしょう。

まずプロの世界があります。勝負に勝つことによって収入を得る世界です。数年前、初めて日本の大学生が世界学生選手権で優勝しました。プロ棋士希望と聞いていましたがなれませんでした。才能と努力あって初めてなれる厳しい世界です。

次に、アマチュアの県大会などに出場し好成績を挙げられる人々がいます。全国大会もあります。いわゆるアマ強豪と言われる人たちです。碁会所を経営されている人もいます。

その次に、囲碁に強くなろうと碁会所に通う人々がいます。私はこのグループに入るでしょう。その中でまあまあと言ったところです。

あと、地域ごと、仲間同士でグループを作って楽しんでいる人々もいます。

昨年、民主党の小沢衆議院議員が中国の若手棋士と対戦し、持碁（白、黒同じ領域で白の棋士の勝ち）と新聞にありました。小沢議員も相当強いと言われていますが、上から三番目のグループに入るでしょう。相手の顔を立てて僅かに勝つ、プロ棋士の凄さをかいま見たところでした。

碁は対局者の二人が一生懸命考えています。当事者ではない視点、気楽な立場で脇から口をはさんではいけません。岡目八目と言います。野球の解説者等にも当てはまります。

碁盤の裏側には穴（へそ）があります。もともとは碁盤を箱で作ってあったころ、音響効果の為に裏面中央にあけてあった名残だと聞きます。

昔、武士のたしなみであった囲碁の対局中、見物人より口を出され、怒った武士がその者の首を切り落とし、碁盤をひっくり返してへそに首をおいて血が溜まったという物騒なエピソードがあります。

血溜めとも言います。

生き物のいる環境

鹿児島支部 原田 昭文



最近、またネコを拾って育てています。分筆を受けている鹿児島市郡元の現場でのことです。取引に伴い、取り壊される予定の家の床下で、測量している間中、泣いているのです。この現場には以前から立ち入っていたのですが全く気づきませんでした。ということは、親ネコがいた筈で、また帰ってくるかも知れません。関わり合いになりたくないのに、そのまま離れましたが、夜、帰宅する前に家内も引き連れて、もう一度行ってみました。まだ泣いていて、声も弱りかけていました。ひっきりなしに車の行き交う道路に付いているので母ネコは交通事故にでも遭ったのでしょうか。仕方なく子ネコを連れ帰りました。12年前に事務所の下に捨てられていたネコ以来、4匹目です。



子ネコの写真は女性に受けるので、会への返信メールに添付したりします。それで ペット自慢を書けとのご指示を頂いたようですが、ネコであり多くを語る事はできません。

ネコは可愛い。仕草が美しい。

(たぶん日本の礼儀作法の何割かはネコが手本だと思う。) わがままだけどトイレはすぐ憶える。人もよく憶えて、撫でてもらう人と食事を催促する人は区別する。飼い主の行動パターンを憶えて、先回りして外に出るのを狙う。不味い餌を出されたときは無視して、冷蔵庫の下に座って別の餌を出すようにアピールする。だから捨てないで。子猫がのたれ死にしないためにちゃんと去勢して飼って下さい。このくらい書いたら終わりです。紙面が保たないので生き物がいる環境について書きます。

昭和30年代の鹿児島市北方の吉野の田舎です。私が育った時は、自給自足的生活で、畑では野菜や麦、田んぼが近くになかったので陸稲まで作っていました。おやつはサトウキビを畑でむしってかじったり、庭の水蜜桃や枇杷や金柑、井戸で冷やしたスイカやウリ、苺も今より甘かったように思えます。山の脇の草原に生える野いちごやグミも未だに現場で見つけると食べてしまいます。4種類の野いちごの、黄色が赤より甘いとか、濃い赤で粒の大きいやつは葉っぱが丸く崖によくあるとか、棘と中にいる虫には用心しないとイケないとか、グミも夏グミや冬の野にある丸いやつ、渋くて細長いものまで、取れる場所と季節を自然に憶えていました。山葡萄やうんべ、食いものに関わる思い出が多いのは、私の食い意地が張っているからでしょうが。

家畜もいつも周りにいました。小学校に入ったばかりの帰り道、荷馬車を引く馬が道端で休んでいて、私はずっと見入ってしまいました。絵の下手な私ですが、そのときから馬の絵だけは上手いのです。

家には、卵を採るホワイトレグホンや白黒まだらの鶏は鶏舎に列になっていましたし、薩摩鳥やチャボも数羽、庭に放し飼いにしていました。中でも我が家で孵った若い薩摩鳥とは仲良しで、私が近所に遊びに行くときは、いつも途中までお伴して付いて来るのです。ある日、父がその若鳥を潰して料理したときは、転げ回って泣きました。私だったら子どものペットを絶対殺さないと思いますが、当時の生活水準では、それは致し方なかったのかも知れませんが、ヤギもいたこともありましたが、繁殖用に飼っていた豚は、伝統の六白黒豚で、数頭いた親豚から子豚は年に何回も生まれました。白豚に比べると顔が短く、とても可愛い顔立ちをしています。お産のときは、いつも豚小屋に張り付いて見ていました。今日は7匹だとか数えて、多いときは13匹生まれたこともありましたが、母豚のお乳を奪い合いながら飲む子豚の姿は印象的です。六白とは4本の足元としっぽの先、それと額が白くなっているから、そう呼ばれているのですが、額の模様は個性的で、おもちゃの馬が額に白く描かれた子豚が私のお気に入りでした。中豚に育てて肥育農家に渡すのですが、その直前に父が安全カミソリと赤チンキで去勢するのです。そのときの豚のかん高い鳴き声は股間に寒いものを走らせ、今でも耳に残っています。

時代が変わったのでしょう。小学校高学年になり、そういう実用的な家畜が次第に少なくなったころ、愛想の良くないツタンカーメンのような冠をかぶった金鶏がやって来て、豚小屋が金鶏小屋になりました。観賞用の雉の一種で、父は殖やして売れば小金儲けになると思ったのかも知れませんが、私は、この不自然な鳥と仲良くなれませんでした。そんなとき、近所のよろず何でもある中島店に子犬が生まれました。「あきボーちゃん(私の呼び名)貰っていかんね。」と店のお姉さんに言われ、抱いて家に持ち帰りました。反対される筈だったのですが、店との付き合いもあったからでしょう、スピッツと日本犬の雑種で中型の甘えん坊の白い犬は、私が大人になり彼が死ぬまで家にいました。

中1のとき1年上の悪ガキと取っ組み合いになりました。相手は喧嘩慣れして、ちょっと勝ち目が無かったのですが、すこし離れた所で私の友人と遊んでいた犬は、猛然と走ってやって来たかと思うと、唸り声を上げて相手の足を咬んで援護してくれたのです。相手は戦意を失い、私は殴られずにすみしました。このときから私は犬の気持ちを、動物の意思というものはっきり意識するようになったような気がします。いま、街に住んでいても雀やハト、犬や猫が近くにいると見つめたり話しかけてしまいます。

私たちは主に人間と関わって生きています。それで勘違いして、他の生物がいないと生きていけないのに、他の生物がいけない環境がいいかのように思ってしまう。猿や鹿やイノシシには駆除という言葉で食害から畑を守ることを正当化するかと思えば、絶滅危惧種ということで、鶴やイリオモテヤマネコは保護する。そんなちぐはぐなことをずっとやってきていますが、我々は他の生物と共に生きている。そのことを基本にしないと、一部の人に都合の悪い生き物は短絡的に排除してしまうような考えで本当の住みよい環境ができるとは思えません。

私もそろそろネコの小間使いから卒業して、犬や馬とのびのびと生活できればと思うのですが。



温 故 知 新

鹿児島支部 吉川 伸一



俺ら「ねえ、おやじさん、これいくら？」

店主「12000円」

俺ら「もう少し、どうにかならんと！」

店主「こっちも、仕入があっでやな！」

俺ら「8000円には、ならんけ！」

店主「9000円じゃを！」

俺ら「.」

店主「ほんなら、500円くれんや！」

俺ら「じゃ、8500円な！」

店主「おおきにな」

骨董屋のおやじと、いつも、こんな交渉のやり取りをして楽しんでる。今の、趣味は骨董になっちまった。骨董品を見ては、その時代を想像する。明治、大正、昭和初期。当時の人間のくらしぶりなど、分かりなどしねえが、今より、ずっと純粹なくらしだっただろうなと。



上の、和ランプなんか味がある。檜の台座に、竹の筒。上に吹白ガラスの傘と真中にホヤガラス。灯油で火を点けるとオレンジ色に淡く灯るんだな。原子力の明かりよりずっといい。



左は裁縫箱。てっぺんは針山だ。俺の嫁ちゃんが買った。引き出しの中は、少し、カラクリっぽくなっている。小銭でも隠していたのだろうか？

右は、糸巻きだけど、小さな小物、人形をのせたり、まん中の筒には、野花を挿して楽しんでる。山鹿で買った、まゆ人形なんか色が白いもんだから感じがいい。花屋で買った麦穂を挿したら、こいつもいい感じだったな。



これまでに、箱膳、帳場机、帳場格子、高尾野焼、火鉢、鉄瓶等を集めているけど、なんせ興味のない奴からすると、単なるガラクタだ。精神年齢は小学生。でも、ひとつひとつ細かいところを見ると、実に仕事が細かいのだ。ビスなんて使っていない。はめ込みと木釘だ。物が無いのだからしょうがないのだが。手仕事というのは丁寧で、やっぱり味がある。

いまや、地積測量図、道路確定図面など手書きなんかなくなってしまった。再交付でとる道路断面図なんか見ると、当時の状況がよくわかるように書いている先輩調査士の図面が出てくる。いいねえー。登記簿だってそう。つまんねえ！権利書だってそう。識別情報なんてもらって、年寄りうれしいんだろうか。

デジタル時代に今、神様は災害という手段で人間に警告しているんじゃないかと思ったりする瞬間がある。戦後20年の復興は、すさまじい先人のパワーだ。

デジタルテレビに映る北の大地の一日も早い復興を願う。

今般、調査士会から、カヌーについて原稿を寄せてくれとメールをもらったが、今や、カヌーは物置にしまいっぱなしで、骨董品になっちゃったのだ。桐原さん、ごめんなさい。

ヘリコプターパイロットでした

霧島支部 榮 蘭 充



昭和44年に高校卒業と同時に海上自衛隊の航空学生として、約3年2ヶ月の訓練を経て、ウイングマークという卒業証明書みたいなものを付けていただき、パイロットとしての第1歩を踏み出しました。以来、約20年間の海上自衛隊において、ヘリコプターの飛行時間は約4000時間になりました。その後、自衛隊を中途退職し枕崎にありました川田工業のヘリコプター訓練学校に、教官として約6年間学生の訓練の仕事をしました。その間、怖い思いもしましたし、おもしろいことも経験しました。怖い思いの一つは、自衛隊時代、私が、護衛艦への着艦訓練を終わり、教官と同乗の訓練ではなく機長として初めて夜間の着艦をしたときのことです。少し海が荒れていてなかなか難しいものでした。しかし、ここは、機長として無事に着艦し、他のクルーの命を守らなければならないということで、必死になったことを思い出します。

もう一つは、大村基地において、パワーセトリングという事象を経験したことです。これは、ヘリコプターを壊すというだけではなく、最悪の場合は、命を落とすこともある事象で有り、パイロットとしては絶対に避けなければならないことですが、幸い私の場合は何ともなかったので今調査士の仕事を頑張っています。

話し出すと、いくらでも思い出は、尽きることはありませんが、今回はこの辺で終わりにします。

事務所訪問 No.2

鹿児島支部 迫田 圭介

自己紹介

- ・迫田圭介 昭和57年3月10日生まれ 現在29歳
- ・平成20年2月開業 (現在3年8カ月経過)

1. 事務所の場所、広さ、目印、営業日時間

- ・場所 : 鹿児島市真砂町38-1

(平成23年9月より賃貸)

- ・広さ : 約19㎡、5.7坪

(※不動産屋情報24.5㎡、7.4坪 ← え?)

- ・目印 : 私と同じ顔のイラスト付看板がひっそりたたずんでおります。

- ・営業 : 土日祝休み 8:00~18:00 (もちろん休日もたまに働きます。左記は建前)

2. 事務所のスタイル。こだわり特徴自慢

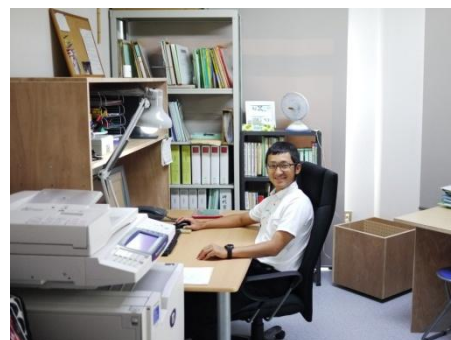
- ・スタイル : 来る者は拒まず去る者は追わず安売りはせず
- ・こだわり : 成果品は美しく 必ずリピーターになっていただく

3. 事務所の構成員(補助者)&みなさんからひと言ずつ

- ・本職ひとりです。(売り上げが倍になれば補助者入れますが・・・)

4. 保有機械全部披露

- ・TS トプコンGPT-7505 その他測量に必要なもの色々(1素子、ドリルなどなど)



- ・発電機、ハツリ機 (コンクリート、アスファルトの穴掘り時間短縮に役立ちます!)
- ・CAD アイサン ウィングネオ⑤
- ・複合機 ゼロックス C1101
- ・A1プリンタ HP designjet 110plus (出番かなり少ない)

5. 調査士になった決心、モットー、目標、調査士をしていなければ何をしていたか。

- ・決心 : とにかく自分で何かしてみたかった、なんでも良かった(本音)。土木学科出身、測量士補あり、宅建取得、これは調査士しかないでしょ!と受験。もちろん業界のことは何も知らなかったが、求人もなく合格者を雇ってくれるところを探せなかった、やるなら早くからがイイに決まっていると開業。
- ・モットー : 若々しくフレッシュに!(歳をとっても)
- ・目標 : 人徳の高い人間になる
- ・他職業 : プロゴルファーになりたかった。(幼少期にゴルフに出会いたかった)

6. 業務に関するエピソード

- ・成功談 : 未だに印鑑をもらえなかったことがない(*^_^*)
- ・失敗談 : 宅地内のトラバー設置にロング鋌を打ちこんだら、水道管をやってしまった(>_<)

7. 休みの客対応など過ごし方

- ・転送電話で対応、基本休日関係なくお客様の都合に合わせています。

8. 業務ストレスの有無とその解消法

- ・ストレスはさほど感じません。疲れた時は酒。スカッとしたときはゴルフ。



生れたばかりの娘を20年後、調査士業で養うために

鹿児島支部 有馬 純哉



鹿児島支部の有馬と申します。桐原理事からお願いされ、日々感じる調査士業務の今後について考えることを記載することになりました。

漠然とテーマを書きましたが、普段の青年土地家屋調査士会のメーリングリストで言いたい放題書いている自分へのご指名でしたので、多少の脱線や、暴言にも目をつぶっていただければ幸いです。

さて、現在の調査士業を取り巻く状況は、長引く不況による不動産取引の停滞に加え、大震災に伴う消費停滞、大震災復興のための増税化などから市民の富裕・貧困層の差が広がり、中間層がさらに少なくなっている感があります。

国債の民間評価も下げられ、背景の経済状況は良くありません。

その中であって、今後の不動産購入を考えるはずの年齢層である20代はゆとり教育を受け、順位をつけるような競争をなかなか経験しないまま、ずっと不景気だったので大きな消費を経験しないまま就職し、家庭を築いており、不動産購入を自分一人で決める決断力のない者が多いそうです。

いくつかの不動産屋では親を連れてきた顧客を鼻から諦めるような始末です。親は年齢上、子供の大きな買い物に慎重なことが多いからです。

そんな不動産取引が活発に行われる見通しが立ちにくい将来に、調査士業で食っていくには何が必要なのか、主に若手調査士への意見の投げかけとして記載したいと思います。と同時に、力不足な私などに声を掛けてくださる方々に感謝はしつつ、県会・支部・協会・ADRセンターと重複して委員等に関わるなかで感じる疑問・意見を投げかけていければと思っております。

おそらく先輩方にお叱りを受けるような記述も出ようかと思いますが、根底にあるのは「20年後にこの資格に誇りを持って家族を養いたい」という願望ですのでご勘弁を。

誇りを保つには食えなければなりません。武士のように楊枝で済ますわけにも、仙人のように霞を食うわけにもいきません。

もちろん不景気による取引減少に端を発する登記委託の少ない現状は問題ではありますが、まずは調査士会という資格団体自体が抱えるものについて上げてみます。

まずは個人事業主の集まりでありながら相互の情報交換など非常に仲の良い団体ならではの自分自身、互いへの甘さです。過去の現場における情報をはじめ、登記手続きや官公書への申請等の手続きなどを相互に教えあう間柄は、先輩調査士が築き上げた1つの財産といえます。若手にとっても大変に有難い財産なのですが、一方で厳しい対応を求めない傾向があるのも事実です。それが顕著にでるのが公嘱協会での班作業で分化したそれぞれの役割だけに目が行きがちで成果としてまとめるのが遅れる傾向です。成果が遅れば収入も増えません。

互いに作業等で活動しつつ、一方でその作業に自身がもつ責任の在り方が甘さという形で成果の遅れにつながるのは鹿児島市でのことであって、他支部・他支所では無いことなのかも知れません。ですが必ず改善しないといけません。先輩方が友好的情報交換などの場を作り上げたのですから、

今後は若手が率先して自身に厳しくしていくことになるのでしょう。その一つが鹿児島支所で作成中のデジエのシステムなのでしょう。

これから本格スタートするシステムだけに、完成したら、より長く関わる若手が改善の意見をドンドン出していき、5年後・10年後の自身の業務処理に役立つシステムにしていけたらと思っています。

かなり鹿児島支部・支所に限った問題提起でしたが、次にもう少し広い目線で調査士資格の抱えるものを書きたいと思います。

この資格では簡単に人を雇い入れられないと感じませんか？仮に1人雇えても一部業務の負担は減るものの、優秀な人を雇わない限り測量作業はさほど変わらない。2人を雇い入れるだけの経営基盤には程遠いので、結局は今までと同じく近い調査士に声を掛けて手伝ってもらって現場が進んでいく。

優秀な人というのは調査士と近い知識を持った人でしょうが、若手がそんな補助者を探しても今後は益々見つからなくなります。なぜなら調査士試験受験者が激減しているのですから。測量専門学校で測量科も人が集まらないため、若い測量従事者という範囲に絞っても対象は少なくなっていくでしょう。

では若手同士で声掛け合って手伝っていけばいいではないかと言っても、公嘱をはじめ各方面で業務、委員などを重複している人が多く、なかなか日程調整が難しい。

どうしたらこのような状況を改善できるか色々考えていますが、難しいです。

さらに今後、公嘱協会も公益認定を挟んで変化していくでしょう。

そのように考えると合同事務所や調査士法人というのも増えていくのかなと思ったりもしますが、県外の調査士法人は共同経営という責任報酬のバランスの問題で分裂したり、入れ替りが激しいと聞き、簡単ではないなと思います。

また今後の入札主義の強まり、受託額の減少化といった世間の流れを考えると、単純に今までと同じような人手確保も困難になるのやもしれません。

そんな中、一つ考えているのが若手調査士の集まりである「かごしま青年土地家屋調査士会」のメーリングリストの活用です。50数名からなる鹿児島県内の調査士の青年会会員限定のメールを使い、今後、試しに自身の測量の手伝いの声かけをしてみようと思います。といっても私が受託する現場は小さいものが多く、手数を要する時間も少ないので、この原稿で同会の会員にお願いします。

他県にも青年会は存在しますが、鹿児島ほど年齢・開業年数を広く会員を持っているところは少ないです。鹿児島の青年会には中堅・若手がバランスよく存在するのを活かし、法人化や合同事務所化以外に、助け合う方法を探ってみませんか？

次に今後の業務の在り方など書きます。ただし、あくまで私自身の力不足から来る問題であり、先輩方には縁の無い話です。

開業して6年目になり開業時のローンが終わり、ほっとしていますが、境界確認業務を受託し地権者などの目の前の相手に、筆界が何かを少し認識してもらうことはできても、自身の資格がその専門家であって、ただの測量家とは違うというのを理解してもらうのがかなり難しいと感じます。

大半の市民は所有権界・占有権界に目先が行き、筆界という考えも知識・理解ありません。そんな中で筆界の専門家「土地家屋調査士」と言っても分かってもらえない。それどころか少し難しい権利問題に当たってしまうと他の士業を頼るため、市民からは筆界の専門家とか意味の分からないことを言っているけど別に境界権利の専門家ではないな、ただ測量する人かなとある意味、低く見られてしまう。とりあえず依頼人の登記を完了させるために筆界特定に走り、所有権界や占有権界などの権利問題はあまり解決できない。これは私自身が所有権その他の権利に弱いから発生した問題です。

そんな考えを抱いているときにADRセンターの研修に出くわしました。目の前に広がる権利の話、話、話・・・。

最初は自身の権利に関する知識を高めるため参加したADRセンターの委員であり研修でした。そこで実際に境界紛争で困っている人々にあくまで一般論としての解決選択肢を示すことで感涙する人々に会い、一つ確信したことがあります。

市民に筆界認識がない現状は今のままでは10年後も20年後も変わらないでしょう。つまり現状のままでは、所有権界等の権利に強くならない限り、資格受験者大幅減少による国家資格存続が赤信号であることも加味して、筆界の専門家と自分で言っても自称の資格者に映りかねないと思います。

20年後も調査士として食うには、単に筆界の専門家では生き残れないと思います。生き残れる調査士になるには筆界を中心とする隣接法律専門職としての調査士業を行うことだと思うのです。

先日、ADRセンターの推進員の募集がありました。推進員とはADRの中の最初のステージで相談者が困っていることは何か？何を希望しているのか？を聞き取り、それを解決する選択肢を示す業務を行う「事前相談」の場で、相談員の補助をしてくれる若手を指します。

若手にとって非常に良い機会だと感じたので、かごしま青年土地家屋調査士会のメーリングリストを使い、参加を呼びかけましたが、鹿児島市内は非常に残念な結果でした。

この結果は他の支部と鹿児島支部の違いなののでしょうか？

他支部から参加してくれた若手に共通することは嘱託事件など無く、民間事件で激しい生き残りの競争力を必要としている点です。現状、鹿児島支部内で民間業務で食える状態にある、あるいは食えそうな状態の若手はそう多くありません。かく言う私も民間売上が伸びない分を公嘱に頼っています。

そのような拠り所となっている公嘱事件の無い地方では、食うために人よりも率先して力をつけないといけません。参加してくれた彼らは何か伸びる機会が欲しいと感じたのではないのでしょうか？

公嘱では先輩方の技法の一つ一つを目のあたりにし盗む良い機会がありますが、一方で公嘱でこそ通じるが、一般事件では危ういことも確かに存在すると思います。

例えば言葉使い、話術なんてものもそこにあるかもしれません。挨拶などの初歩のものから立会時の話の仕方なんていうのも目に見えない部分で違いが存在するかもしれません。

そういった意味では青年土地家屋調査士会のマナー研修は良い機会だったと思います。

そんな細かな部分に始まる違いもあると思いますが、一般事件で食っていく若手と、公嘱で食っていく若手の大きな違いが相隣関係の権利への対処方法ではないでしょうか？

先輩方は嘱託以外の一般事件も含め、長い経験で相隣関係への力を身につけてらっしゃいますが、公嘱に頼り気味な鹿児島市内の若手のみんなはどうでしょう？

私は自分自身が相隣関係の対処に力不足・弱点があると思い、それを高めることでいずれまた、民間の方も仕事につながるとしています。

ADRの事前相談では境界等の紛争で困窮している人が来るので、言葉尻一つ、表情一つに気を配らねばなりません。

通常の立会の数倍、神経を使い、相談者と対面します。しかも筆界なんて知識が無い、所有権界や占有権界などを強く認識している人々と対面して、隣接法律職としての力量が試されます。

筆界の説明だけでなく、権利関係を把握・説明するだけでも疲れるものの、最高の実地経験です。さらに相談員になり「相談」の場に出ると弁護士と一緒に協働します。

権利のプロと肩を並べて話す機会・・・、たったの1時間半ですが得られる経験や自身の力の無さの反省など、間違いなく財産になっていくと感じました。

公嘱がいずれ変わると書きましたが、現在も発注元は力量を認めて信頼している先輩の方に指名することが多いのです。さらに入札導入事案が増えると、仮に若手がそこに食い込めたとしても今とは違う価格基準になろうと予想できます。

全国でも他に無い、入社するだけで頑張れば最低限の収入につながる鹿児島の公嘱です。これを築き上げた先輩方には感謝しても足りませんが、若手が公嘱事件だけで食おうとすると、毎日、嘱託業務を凄まじく頑張らないといけない将来が来るかもしれません。

私は怠け者なので、そんな将来は嫌です。

だから民間で、まだ掘り起こしが可能な分野を見つけたい。

そのひとつが先に挙げた筆界等を中心とする隣接法律専門職と考え、今後も今まで先輩方が作り上げた筆界の専門家としての資格者のクオリティを高めつつ、筆界を中心とする境界権利関係のプロと呼ばれるよう手探りで勉強していきたいと思います。

会報で連載してほしいとの話で書き始めたので、起承転結がおかしい力不足の戯言を書き連ね、申し訳ありません。ちょっとでも共感できた方がいれば嬉しいです。

支部だより

鹿児島支部だより

鹿児島支部長 宮脇 謙舟



本年の支部総会をもちまして、鹿児島支部の支部長をさせて頂く事になりました宮脇と申します。まだまだ業務的にも人間的にも未熟ではありますが、出来る限り頑張りたいと思っていますので宜しくお願いします。

鹿児島支部におきましては昨年来より勉強会に力を入れております。今後も充実した実務的な内容にて続けていく予定です。司法書士会を始めとする他士業との勉強会や、市、法務局等との連絡協議会等も検討している所です。

また、レクリエーションも現在は予算が厳しく、なかなか思うようには行きませんが、支部会員の方々の親睦を深める良い機会が設けられればと思い、実行しています。先日7月31日には熊本人吉の球磨川下りをメインとした日帰旅行を致しました。来年以降の良い旅行先が御座いましたら、是非お教え下さい。

県会の研修部長も拝命しましたので、皆様にはご迷惑をお掛けすることが多々あるかと思いますがどうぞよろしくお願いいたします。

霧島支部だより

霧島支部長 桐原 茂太



日常の業務において痛感することは“土地家屋調査士”の認知度の低さである。それは登記制度のドメスティック制に起因するところもあろうが、一方では登記代書屋の隣接士である司法書士の存在はもはやそのカテゴリーを抜けている。それじゃなぜ、このように乖離してしまったのだろう・・・と、依頼人や紹介者、行政担当者等々との会話の中で脳裏を掠める恒常的なシーンである。それは一種のトラウマか。今回はこのことをこれ以上語るつもりはない。

霧島支部といえば、やはり災害協定だろう。この事業では県会のパイオニアだと自負している。

伊佐市に始まり霧島市と立て続けにきて、来る10月3日には始良市と結ぶ。この流れに乗って湧水町と続けば支部管内の全市町を制覇する。これらのことは霧島支部の会員の方々が、いかに日ごろから行政の方々と上手くコミュニケーションを図っているかという成果でもある。そしてそれは冒頭の自問自答（回答はなかったが）の対処療法のひとつとして効果があるかもしれない。あくまでも推定的なのは“災害協定”なるものが当然未知数だからである。しかし、郡部の経済性がジリ貧なのは絶対的だ。そのなかでも抗わなければならない。まず手始めに行政との歩み寄り（ギブアンドテイク）に始まりお互いの信頼関係を築くことに繋げようではないか。それが“3.11”のような再来に対してもすべてにおいて多少の足しになるかもしれない。

このことと対照的に、この支部における社会貢献活動があまり見受けられない。これも先の問答の対処療法のひとつであると考えられるので、私の就任年度の計画として“竜馬ウォーク”へのボ

ランティア参加を計画している。支部の地理性を鑑みて推奨されないかもしれないが、まあやってみようではないですか。

そうやってコツコツと試行していけば未来が開けてくるかもしれない。留まっても仕方がないので迷ったときには前へ進むとしよう。

これからの2年間、支部の皆様のご協力をお願いするとともに期待します。

南薩支部ボランティア活動

南薩支部長 福元 文治



ここ数年、南薩支部ではいぶすき菜の花マラソンの交通整理を奉仕活動として行っています。菜の花マラソンは毎年、1月第2日曜日に行われ全国より参加者1万人を超える今では、指宿にかかせないお祭りの大会になってきています。

当日は、参加者はもちろん応援の人も車も含め指宿の町に集中する為市内コース付近は大渋滞がおこりランナーの安全を図るため色々な地元ボランティアにより交通整理等が行われています。

そこで、我が南薩支部は指宿市の会員を中心に活動会合から参加し国道226号と県道238号が交差する旧指宿国立病院前の交差点の交通整理を任されています。

最初の頃は、付近の荒地を借り事前に地元指宿の会員により雑草の下刈り清掃を行い会員の駐車場や休憩所のスペースを確保し当日に備えました。今では、その場所もコンビニができその一角を借りて活動に参加しています。

我々、南薩支部会員は県会の幟旗を付近の道路に立て交通整理にあたりましたが、菜の花マラソンのシンボルカラーも県会の幟旗も黄色の為、違和感なくマッチしています。

交通整理の実質時間は、フルマラソンが午前9時00分スタートですのでその約2時間後から午後4時30分頃までです。

交通整理も午後2時頃を過ぎるとゴール手前4キロ地点の為、人の塊が走ってくると言うより疲れ果てた集団が集まってくるという状態で、我々も声も枯れ腕も疲れている中、通りすぎるランナーを励ましながらの誘導となります。そういう状態で、高齢と思われるランナーが練習もなしに参加する若者たちより早く到着するのを見ると日頃の鍛錬、地道な努力がいかに大事か感じることでした。

会員の努力・協力により大会運営会では、この地点の交通整理は、土地家屋調査士会だという感じになっていると聞きますので今後、我々土地家屋調査士も地道な奉仕活動を通じて地域の方や全国に土地家屋調査士会をアピールしていきたいと思っています。



エネルギーについて

川内支部長 田中 亮一



“ ピッ ピッ ”とトータルステーションの充電バッテリーが切れる前の警告音が鳴り、交換した予備のバッテリーもたまたま充電し忘れていたため測量できなかったり、前回測量後に電子野帳の無線のスイッチをOFFにしなかったため次の測量時に充電が切れていて、やむなく手書きになったりと事前の点検の甘さが招いたとはいえ、充電する機器は昔からすると多くなりました。

測量機器以外にもデジカメ、ハンマードリル、携帯電話などありいつも何かの充電器がコンセントについております。

今この“電気”というエネルギーが大きな社会問題となっていますが、供給する側も使っている側も深刻な状態にあるのは周知のとおりであります。

日常生活に必要な不可欠なエネルギーとなっており、住宅のオール電化への傾向、電気自動車の普及等などますます電気の需要が増えると思います。

しかしこの“電気”を今後安全にそして安定して作れて供給できるかが大きな課題とされています。川内支部の市町村には、水力発電所（多目的鶴田ダム）、火力発電所、原子力発電所と3種類の発電施設があります。“電気”については地元が報道機関の注目となっているため、飲み仲間と議論したこともあります。

これからは震災後の節電努力のように、使う側の工夫・努力も必要だと思います。

自動車の屋根のソーラーパネルから蓄電池に長時間保存できれば、現場での機器の充電切れに対応でき、二度手間かけることなく作業できるかもしれません。将来の設備投資に備えて効率よく仕事をせねばと思いますが、耐用年数ギリギリの充電力の落ちたバッテリーを買い換えるのが先か、高いバッテリーを買い換えるのにはわが事務所で一番不足している金銭的エネルギーが必要なようです。

出水のツルマラソン

出水支部長 中元 久士



出水支部でボランティア活動といえば、昨年2010年で2回目の奉仕となる出水のツルマラソンであろう。大会自体の歴史は古く昨年で第23回目。毎年2月頃、まさに越冬中の鶴が大空を舞う中で行われ、全国から地元からと健脚が一堂に会する。と言っても速さを競うのは先頭組で大半は参加意義組、職場チーム組、コスプレ組と見物客の目を楽しませてくれる。

私もその昔10kmコースに出場したことがあるが、完走こそしたものの沿道の声援に応えるべく手を振り過ぎ、ゴール後足より腕の方がぐったりきたのを覚えている。

今年も予定されていた大会でしたが直前の鳥インフルの影響でやむなく中止、次回からは鶴が飛来する前の10月頃に変更、以降時期的には定着しそうです。過去20年の間にはコースの変更、距離別変更等あり、現在距離的には3キロ、10キロ、フルの3コースがあり、参加者数も2千人余りを推移し中止された今年の申込み者は2,581名だったと聞いている。

支部会員で毎年走る者も約1名程おり、若手会員も増えたことだしどんどん出場して欲しい。奉仕活動にはまったく支障はない。足りなければ家族を動員すればいいのだから。むしろマラソンは応援もいいけど出場した方が面白いと思う。還暦をとくに過ぎているのに各地方のご当地マラソン巡りをされている方々がいらっしゃる。頭の下がる思いである。私も来年まさに還暦少し練習して記念にチャレンジしてみようかという気にもなるもんだ。いや今のは私の独り言。

この会報が発行されるのは9月以降ですから今年は間に合わないが、申込締切8月31日、開催日10月23日、参加料一般3000円です。もし出場意思のある方は申し込みされると思いますが医師の診断をお受けになり参加してください。10キロコースのあと2キロ付近で飲み物として水を用意してお待ち申し上げております。



鹿屋支部だより

鹿屋支部長 浅井 逸郎



昨年は口蹄疫流行のために中止となった、肝付川クリーン作戦が7月17日(日)に実施されました。鹿屋支部は例年どおり参加し、9名の支部会員が奉仕作業に汗を流しました。もっと多くの支部会員の参加が望まれるところでありますが、これは来年の課題と感じた次第です。

鹿屋支部は、現在会員数24名ですが、ここ数年は新入会員の入会がなく、会員数の減少と高齢化が顕著であり、若い会員の入会を待ち望んでいます。このような状況だからこそ、よりいっそうの団結が求められています。さしあたり秋にはレクリエーションを行い、親睦を深めたいと考えております。

レクリエーションというと、以前はグランドゴルフ大会や霧島登山を行いました。さて今回は何をしようか。日頃は車でなにげにとおり過していますが、地元には良い所がたくさんあります。そういう地元の良さを再認識できるようなレクリエーションにしたいです。実は、支部会員の健康状態が気がりでもありますが、それはともかく楽しい思い出が作れたらと思います。



大島支部便り

大島支部長 町田 重孝



平成23年8月現在大島支部の会員は13名です。会員の事務所開設地は奄美大島6名、徳之島3名、沖永良部2名、与論島2名となっています。

現在離島には奄美支局、徳之島、沖永良部、与論の1支局3出張所の法務機関があります。今年の支部総会は平成23年5月に沖永良部島で開催致しました。

ご承知のとおり各離島に在住する会員が一堂に集まるには、海上交通の不便と更に経費の負担が大きな問題となっています。(最低1泊2日の日程が必要です)このような条件のもとで全員が揃って研修会を行うことは非常に困難です。その為本年は5月に開催した支部総会の後半の時間を利用して会員の研修会を行いました。研修内容は「新オンライン申請」について行いました。

現在行政改革による出張所の統廃合問題が話題になっていますので、オンライン申請に十分に対応出来るように研修を致しました。本年の県会主催による第2回会員研修会は会場を各支部において開催致すことになっていますが、大島支部は前述のような条件のため第2回会員研修会を平成24年5月の支部総会時に行います。

ところで、23年5月の大島支部総会において「平成24年度の支部総会の開催場所を台湾」と云う意見も出ています。さて如何なることやら・・・・？

大島支部の会員の皆さんは離島のハンディーはありますが、全員元気で業務に邁進いたしています。今後も県会のご指導をお願い申し上げて大島支部の近況報告とします。

伊佐農林高校寄付講座



会 務 報 告

業務経過

平成23年4月1日(水)	表示登記の日	21～22日(火・水)	日調連第68回定時総会
2～3日(土・日)	九B第1回会長会議	21日(火)	苦情相談電話対応
4日(月)	監査準備	21日(火)	税理士事務所訪問(財務処理)
5日(火)	第1回注意勧告理事会	25日(土)	役員協議会
5日(火)	法務局長転入あいさつ	25日(土)	役員引継会
7日(木)	決算監査	28日(火)	苦情相談処理
7日(木)	登録証交付(鹿児島支部…有馬勝郎)	7月 8～9日(金・土)	九B定時総会
12日(火)	第1回選挙管理委員会	15日(金)	支部長会議
19日(火)	第1回常任理事会	15日(金)	第2回理事会
21日(木)	伊佐地区スキャンデータ整理事業	19日(火)	苦情相談電話対応
22日(金)	出水支部総会	22日(金)	広報委員会
22日(金)	鹿屋支部総会	27日(水)	第1回紛議調停委員会
22日(金)	大隅支部総会	29日(金)	苦情相談処理
23日(土)	鹿児島支部総会	29日(金)	弁護士会司法修習生研修会
26日(火)	熊毛支部総会	30日(土)	専門士業団体協議会
28日(木)	南薩支部総会	8月 5日(金)	第1回財政等運営検討委員会
28日(木)	苦情相談電話対応	5日(金)	業務研修委員会
5月 2日(月)	〃	6～7日(土・日)	九B ADR研修会
6日(金)	苦情相談現地調査	8日(月)	苦情相談対応
10日(火)	第2回選挙管理委員会	9日(火)	三者協議会(県会・公嘱・政連)
10日(火)	霧島支部総会	12日(金)	苦情相談電話対応
13日(金)	川内支部総会	17日(水)	「法の日」無料法律相談担当者会議
14日(土)	大島支部総会	17日(水)	紛議調停部会
18日(水)	「災害時の応急対策の協力に関する基本協定書」調印式	20日(土)	特別研修考査(熊本市)
18日(水)	注意勧告	21日(日)	ADR運営委員会
18日(水)	鹿児島市役所(農地整備課)	21日(日)	センターかごしま委員研修会
20日(金)	司法書士会総会	22日(月)	苦情相談処理
20日(金)	苦情相談電話対応	22日(月)	苦情相談電話対応
24日(火)	総会事前打合せ	9月 1日(木)	三者協議会(県会・公嘱・政連)
25日(水)	苦情相談電話対応	1日(木)	苦情相談
26日(木)	第3回選挙管理委員会	4日(日)	第3回九B会長会議
27日(金)	第1回理事会	5日(月)	第2回財政等運営検討委員会
27日(金)	定時総会	6日(火)	苦情相談電話対応
30日(月)	正副会長法務局へ就任挨拶	9日(金)	第1回綱紀委員会
31日(火)	新旧会長引継ぎ	13日(火)	法の日あいさつまわり
6月 2日(木)	苦情相談電話対応	15日(木)	広報委員会
11～12日(土・日)	九B第2回会長会議	16日(金)	綱紀小委員会による事情聴取
14日(火)	苦情相談電話対応	17日(土)	第1回会員研修会
17日(金)	司調センター株主総会	20日(火)	伊佐農林高校寄付講座
20日(月)	公嘱協会との協議会	24日(土)	広報委員会

会議

(1) 平成23年度 定時総会について

5月27日鹿児島市のマリnpalesかごしまに於いて午前10時開会された。

出席者 総会構成員数132名 出席者110名 代理人8名 出席会員合計118名
福崎総務担当常任理事の司会で進められ、会長挨拶のあと議長選出を行い、鹿児島支部の川村幸男会員が就任し、審議に入った。

議案審議

第1号議案 平成22年度収支決算報告に関する件及び監査報告

(審議経過省略) 原案どおり承認可決された。

第2号議案 平成23年度事業計画(案)承認の件

(審議経過省略) 原案どおり承認可決された。

第3号議案 平成23年度収支予算(案)承認の件

(審議経過省略) 原案どおり承認可決された。

第4号議案 役員・綱紀委員選任に関する件

井上選挙管理委員長より、会長職候補1名及び副会長職候補2名の届出があり、届出のあった候補者がその選挙における役職の定数を超えないということで、選挙管理委員会としては無投票当選とする旨の報告がありました。選挙管理委員会は、役員等選任規則第10条第1項第5号の規定により当選者の確定、及び役員等選任規則第21条により当選人の決定をして会長職として谷口正美会員、副会長職として碓山洋太郎会員、碓端強志会員が無投票当選と決定した。

引き続き、選考委員により理事13人(鹿児島支部5人、他支部8人)、監事2人、予備監事1人、綱紀委員7名(鹿児島支部3人、他支部4人)、予備綱紀委員2人を選考し、承認された。選考結果は業務分担表のとおりであります。

新会長により、会則第117号第2項に基づき今村喜藏先生、坂元均先生、狭山靖裕先生の3名を名誉会長に、永田優治先生、馬場幸二前会長を相談役に推挙する旨の提案がなされ、可決された。

(2) 第2回理事会

平成23年7月15日(金) 午後1時より司調センター3Fの会議室にて行った。

<会長挨拶>

- ・ 例年年3回の会員研修会について2回は鹿児島市で開催し、1回は各支部(合同)にて開催したい。
- ・ 今年度の検討課題
 - ① 比例会費 本年度中に方向性を見極めたい。
 - ② 共済金 本年度中に方向性を見極めたい。
 - ③ 継続事業の整理
 - 登記基準点設置(川内支部) 本年度中に事業完了予定
 - 旧国分市の歴史資料考察(境界鑑定委員会)

I 業務分掌について

- (1) 会長代理順位は、碓山副会長、磯端副会長、福崎総務部長の順とする。
- (2) 碓山副会長は総務、財務、社会事業部担当
磯端副会長は業務、研修、広報部担当
各部委員は業務分担表のとおり
- (3) 紛議調停委員会の外部委員委嘱の件
弁護士会の大脇弁護士に依頼、承諾書受領
司法書士会から木藤行雄氏に依頼、承諾書依頼中

II 総会における要望、反省事項について

- (1) 今後の比例会費のあり方について、検討委員会を設置
(比例会費、共済、会館整備積立金等に関して)
碓山副会長、福崎総務部長、恒吉財務部長、真砂業務部長が担当
次回理事会までに資料作成提出
- (2) 広報部の事業計画の寄付講座とあるが、PRのためにも進めてほしい
出前講座として伊佐市の高校で開催が決定した。9月開催

III 報告事項

- (1) 東日本大震災の義援金について
会員職員：65万円、各支部合計：25万円、公嘱協会：20万円
調査士会：20万円 合計：130万円
全額 日本土地家屋調査士会連合会に送金いたしました。
- (2) 非調査士調査の実施について
9月から11月の間に調査の予定。各法務局担当者より連絡があり次第、各支部長が協議（支部長承諾済）して対応する。
- (3) 全員総会への検討
現在東京会と鹿児島会だけが総会が代議員制である。
将来全員総会に向けて（仮）財政検討委員会で検討し、次回理事会に資料提出する。
- (4) 資料収集について
市町村合併等により、地籍調査等の資料が廃棄されると思慮されることがあり、本会と法務局と連名で資料の提供または貸与の要請文書を作成し早急に県内市町村に発送することを決定した。

(3) 平成23年度 九州ブロック協議会定時総会

7月8、9日に熊本市で開催されました。今年度のブロック担当会は熊本会であります。各県会の新会長は下記のとおりであります。

沖縄会	宮 城会長	(新九州ブロック協議会 会長)
福岡会	草 賀会長	(新九州ブロック協議会 副会長)
熊本会	高 田会長	(新九州ブロック協議会 副会長)

佐賀会 小 宮会長

長崎会 針 本会長

大分会 宮 嶋会長

宮崎会 鎌 田会長

九州ブロック協議会 監事 池田 長崎会副会長

事務局長 久高 沖縄会理事

(4) 平成23年度 連合会定時総会

6月21、22日に東京で定時総会が開催されました。任期満了に伴う役員
改選の結果は下記のとおりであります。

会 長 竹内 八十二 (東京会)

副会長 林 千年 (岐阜会)

岡田 潤一郎 (愛媛会)

志野 忠司 (奈良会)

関根 一三 (埼玉会)

九州ブロックからの役員は 理事 児玉 勝平 (宮崎会副会長)

山本 幸伸 (福岡会)

監事 西 龍一郎 (熊本会前会長)

東日本大震災に関する報告 (一部抜粋)

福島会 五十嵐会長

- ・支援物資を被災者に届けることの重大さを痛感した。
- ・数度に渡っていただいた義援金は、被災した会員、その他被災者のために有効に使わせていただきます。

自分たちの力で努力し、新たな福島を創る意気込みを持っている。

宮城会 三浦副会長

- ・地元の会員が被災者の相談にあたっている。
- ・支援物資を被災会員と一般の避難所に届けた。
- ・義援金は地元相談所を作る資金と被災会員のために使いたい。

岩手会 菅原会長

- ・会員1名が津波で亡くなり、その後1名が病死された。
- ・義援金と支援物資に感謝いたします。

関東ブロック 椎名会長

6月17日現在で義援金の合計は65,372,822円であり

宮城会、福島会、岩手会に各2000万円を、青森会に100万円をすでにお送りいたしました。

各部報告

総務部

福崎 秀一



平成23年度事業計画

1 関係各法令等への対応

会則等に関する関係各法令の検討

2 公嘱協会及び政治連盟との連携強化の推進

3 事務局の整備

事務処理の合理化及び事務手続きの簡略化

本年度は、上記3項目の事業計画の他に、新執行部の検討課題としまして会費、比例会費、共済関連基金、会館整備基金関連の問題等を検討するようご指示頂きました。早速、財政等運営検討委員会を設け、財務部と一緒に協議しているところであります。過年度におきまして同内容で検討されましたが、本年度は、より具体策を検討し、本年度内に素案を作成して、会員の皆様にお計りしたいと考えています。

また、東日本大震災に際し、引き続き復興支援が必要であると考えています。具体的な対策等は決めていませんが、日本土地家屋調査士会連合会からの情報等に合わせまして対応したいと考えています。

ご意見、ご要望等がございましたら、執行部にお寄せくださいますようお願いいたします。

財務部

恒吉 博久



平成23年度の財務部長を仰せつかりました恒吉です。若輩者ではございますが、一生懸命務めて参りますので、何卒よろしくお願いいたします。

ところで、本年度定時総会における議案及び決議に基づき、財務部の本年度の事業計画は以下の項目の通りとなっております。

1. 比例会費存廃および会費値上げの必要時期予想をふまえた事業費の費用対効果の検討と予算執行における優先性の検討
2. 保険業法の改正にともなう共済事業の今後の検討
3. 土地家屋調査士国民年金基金への加入促進
4. 土地家屋調査士職業賠償責任保険への加入促進
5. 旅費規程等の運用精査の見直し
6. チャリティゴルフの開催

項目1、2、5に関しては、個別ではなく一体となって検討しなければならないものと認識しております。

項目6に関しては、本年度は、10月9日(日)鹿児島ゴルフリゾートにて開催いたします。

業 務 研 修 部

業務担当 真砂 公一郎



5月の総会で承認されました事業計画に基づき、新体制で下記を喫緊の課題として始動しましたことをご報告いたします。

第1に、資料センターの充実に関して、市町村合併にともなう地籍調査等の資料が紛失や廃棄処分されている状況が各地で見受けられますので、それに対処すべく各市町村等の関係機関へ資料提供の協力要請を行いました。

第2に、登記基準点の設置に関して今年度、川内支部の認定登記基準点の残り3箇所設置を会員参加の実務研修の場として募集を行う予定です。また、大隈支部に新設計画がありますので実現へ向けての支援を行います。さらに、日調連が作成しましたデータ管理システムの試用が始まりましたので、地籍図根点等の管理に活用できないかの研究を行います。

第3に、規則93条不動産調査報告書に関して、先般、表示に関する登記における実地調査に関する指針改定がなされ、それに対処すべく日調連の方で改訂前後の実地調査実施率調査が行われました。当県本局においての結果は改訂指針運用前で土地・建物の合計が16%、運用後で土地・建物の合計が29%でした。実地調査が省略されないからといって現地写真等の添付をしなくなるとかの行為は、実地調査を効率的かつ効果的に行うためには無くてはならない規則93条調査報告書を否定することになり、ましてや、極端な言い方をすれば調査士制度の否定につながるものではないでしょうか。

最後に、調査・測量実施要領と業務の報酬に関してを絡めて、実務作業とそれに対する報酬を例として作成し、問題点の有無の研究課題とする方針です。

業務担当 宮脇 謙舟



研修部の担当となりました宮脇と申します。宜しく申し上げます。

厳しい時代ではありますが、だからこそ研修の必要性が高まっていると考えています。例年、年に3回研修会を行っていますが、本年は第2回研修会はそれぞれの支部へお伺いして出張研修を開催する予定ですので、研修内容等ご要望等あればお教え下さい。

谷口会長のもと2年間、皆様とより良い研修会を企画していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

広報部

桐原 茂太



1. 会報かごしま

秋号はホームページによる発行、翌年新春号は紙による発行を計画している。
両者の発行効果度、作成に関する経済的、労的比較をなし今後の指針とする
会員が興味のもてるようなコンテンツの模索、実践。また会員の広場を拡充したい。

・・・参考・・・

事務所訪問・・・・・・近々にて事務所を新築された会員を優先

ホビーコーナー・・・・・・コアな趣味特技を持つ会員のコーナー復活、社会奉仕活動、将棋、
囲碁なども

ペット自慢コーナー・・ペットを自慢して自己満足させるコーナー

日常業務対策の部屋・・所謂勉強コーナー、基礎から書式、裏技までを伝授する
などなど自由なテーマで様々な作品（原則デジタルデータで）を一年中募集します。
是非自己（事務所）アピールして下さい。

但し、掲載に関する判断は広報部がいたします。

2. ホームページの管理更新

会報かごしまと同様に会員が興味のもてるようなコンテンツの模索、実践
調査士名簿の変更について

- ・ 認定調査士資格有無の記載と認定調査士についてのわかりやすい説明の付加
- ・ CPDポイントの掲載
- ・ 個人のホームページへのリンク張り（但し、掲載に関する判断は広報部がいたします）

ホームページ記載内容においては対内外の区別に充分配慮することはもちろん運用においても
慎重に取り扱う。

3. 法の日

原則従来どおり、10月1日を中心に実施する。

資料等は各支部幹事へ配布して人員配置等を含めて各支部にて行なう。

4. 会の看板維持管理

会員は自己所属支部の看板に関して不測の状態にあると知得確認した時は事務局に通知して
いただきたい。

5. 寄附講座等の広報活動

今年度は9月20日県立伊佐農林高校の農林技術科1年生に講義を行う。

6. 各地域に密着した広報活動の奨励

各会員は自己所属支部において各支部独自の広報手段を多角的に模索発展させ実施して
いただきたい。

最後に、広報部としては、広報バリューのある会員の方々の様々な情報を収集しております。
少しでも情報をお知らせ戴ければ幸いです。よろしくお願いします。

広報部の委員紹介・・・・田中亮一、松永剛知、前杉竜志、迫田圭介、上小鶴一善の皆さんです。

社会事業部

小川 兼義



社会事業部の業務内容は以下の様になっております。

1. 地図の作成及び整備に関する事項
 - (1) 効率的な14条地図作成に関する研究
 - (2) 都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応
2. 筆界特定制度に関する事項
 - (1) 筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応
 - (2) 筆界特定相談室設置に向けた研究
 - (3) ADRとの連携に対する対応
3. 公共嘱託登記に関する事項
 - (1) 公共嘱託登記関連業務に関する環境の整備及び受託の推進
 - (2) 災害基本協定締結の推進
4. 社会貢献活動の推進

上記いずれの事項におきましても、土地家屋調査士の基本となる業務であります。

皆様のご協力を宜しくお願い致します。

また、本年度の社会事業部の委員は小川、福元文治理事（南薩支部）、吉本健二委員、西英孝委員、安楽一人委員（鹿児島支部）の5名が担当致します。宜しくお願い致します。

平成23年度第1回会員研修会



「境界問題相談センターかごしま」だより

センター長 鳥越 健



会員の皆様、今年度より「境界問題相談センターかごしま」のセンター長をさせていただくことになりました出水支部の鳥越健です。センター開設の準備段階から当センターの運営、研修教育に深く関わってこられた谷口正美前センター長（現会長）の跡を継ぐには未熟ではありますが、ADRによる民間紛争解決の普及に寄与できるよう頑張りたいと思いますので、会員の皆様よろしくお願いたします。

さて、我が「センターかごしま」が創設されてちょうど5年が経過しました。この間、300件を超える電話紹介を受け、相談内容の振り分けを目的とする調査士2名による無料「事前相談」をはじめ、相談者が法的アドバイスを求めたい場合におこなう調査士・弁護士各1名による「相談」、さらには、相談者・相手方双方の話し合いによる紛争解決の場である調査士2名・弁護士1名による「調停」をそれぞれ実施し、調停の合意に2件が至るなど、一定の成果はあげていると認識しております。（資料参照）しかし、設立当初の宣伝効果あるいはご祝儀的な数字を除けば、ジリ貧であることは否めません。

この現象は、「センターかごしま」のみならず、ほとんどの調査士会のADRセンターにも表われており、おそらく他業界のADR機関も同様だと思われます。

ところで、わが国でのADRすなわち裁判外紛争解決制度への挑戦は、司法制度改革の目玉のひとつとして平成16年のいわゆるADR法制定を機に、手続実施機関（いわゆるセンター）が行政型・民間型とも雨後の竹の子のように林立され続けております。一部のADR機関は、新聞等でその活躍が報道されるものもありますが、多くは、発足後の伸び悩みというか、どの方向に伸びていったらいいかわからないといった戸惑いの時期にさしかかっているというのが現状ではないかと思っております。我が土地家屋調査士が立ち上げた境界問題関係のADR機関もご他聞に漏れず、他と同様の隘路に陥っている状態というのが、正直なところではないでしょうか。

調査士会のADRセンターは、全国50会のうち48会が設立を終え、残り2会も今年中の設立予定とのことで、全国組織の専門士業団体が、各県単位でADRセンターを設立することは他のADR機関にはない先駆者的なところがあります。そういった日本のADR制度の先駆者的立場からも、調査士会のADRセンターはこの隘路を打開していく責任というものも担っていくべきであると認識しております。

では、具体的にどういったところが障害で、結果としてセンター業務が伸び悩んでいるのか、その原因と言いますか心当たりを「センターかごしま」の実情をもとに、いくつか述べてみたいと思います。

1) センターの広報（アピール）は充分か？

これは、設立当初を除けば、草創期にあった今までのセンターの状況では無理であったと思われるが、今後は、他の法律系相談所や官公署の市民相談所、裁判所といった、市民が相談を持ち込んでくるような場に、センターの特長を説明にうかがうことから始めたいと思います。これはセンターの運営委員の仕事ですが、一般会員の皆さんにもADRと他の紛争解決手段の違いをよく研究していただき、市民から紛争の相談があった時には、センター利用のメリットをきちんと説明してもらいたいと思います。そのことひとつひとつが、広く市民へ制度を理解していただく早道であると思います。

2) センターは利用者本位であったのか?

相談者は高齢者がほとんどであり弱い立場のかたが多いです。その中でセンターが鹿児島市鴨池に一箇所しかなく、特に遠方のかたには負担が大きいのではないかと思います。今後は出張相談等も検討すべきと思います。また、相談者に持参していただく資料も足りないものが多く、センターである程度の資料収集のお手伝いはできないものかと思っています。設立時の、相談者に対するやってあげられるものと、法律上、あるいは規則等によりできないものとの整理が、5年間実務を経験する中でわかってきた段階ですので、今後は利用者目線を基本に、変えていく必要があると思います。

3) 会員の認識はどうか?

実はこれが一番深刻な問題です。今年度、センターの後継者育成の目的で規則を改正いたしました。その趣旨は、調査士登録5年未満の会員をセンターの「推進員」として募集し、一定の研修受講後、「事前相談」に先輩調査士とともに出ていただき、実際の紛争当事者と向き合っていただくというものです。結果3名の応募があり、推進員を委嘱いたしました。もっと多くの若手の手が上がらなかったのが残念でなりません。昔と違い、今の調査士試験問題にはADRや筆界特定も出題されるので、最近登録されるかたは充分それぞれの制度の意味を理解されているはずです。市民に対して、土地家屋調査士という隣接法律専門職がどう関わっていかなければならないかが試験合格者に理解されていないとなると、調査士試験のあり方の問題にさえなりかねないと非常に危惧いたします。あるいは、調査士に登録してからの組織（調査士会・公嘱協会）に問題があるのか、単に今世代の合格者の業務意欲がないだけなのか、いずれにせよ調査士制度の未来にとっては由々しき事態であり、せっかく得た制度を自らの手で放り投げるようなことにならないよう、特に若手の皆様には意識を変えていただく必要があるのではないのでしょうか。

次に将来の話に移ります。日本におけるADRは、流行りだしてまだ10年にもなりません。他国の事例では、例えば米国では、ADR代理報酬が時給6万円とか日給80万円とかの話もありますし、調停センターも純民間型が林立して「代理人」としてだけでなく「調停人」としても活躍の場が広がる可能性もあり得ます。そう大きな話ではなくとも、今年1月に「センターかごしま」は鹿児島地方法務局との間で、「筆界特定制度と調査士会ADRとの連絡協議会」と設置いたしました。具体的には、事前相談票の統一書式化による相互連携ですが、境界紛争解決手段として考えた場合、筆界が不明で所有権の認識が食い違うケースが多いと思います。こういったケースを最初にセンターで受け、調停手続きを中断して筆界特定に回付し、筆界特定後またセンターで調停を再開して所有権を話し合い、和解契約書をもとに登記するといった紛争解決ワンストップサービス

機能が両者連携ではあり得ます。その場合、調査士の関わる場面も両制度の代理人や登記の代理人、センターの委員、筆界特定委員とひとつの紛争解決で調査士としての活動範囲が大きく広がります。もっとも、そういった使い方も、まずはその紛争の争点は何か、当事者はなにを求めているのか、どこからどこまではどの制度が適しているか、その次はどの制度を使うか、といった連立方程式が解ける調査士でないと仕事にはつながらないと思います。そこでそういった諸制度の適切な振り分け法を身に付ける最もリアルな現場が、センターの「事前相談」であることを全国の調査士会ADRセンターに積極的に関与しているかたは気付き始めています。今後は、一人でも多くのセンター関係者以外の調査士が、そのことに気付くべきですし、もっと積極的にセンターに関与していきたいという気持ちになるべきです。一人でも多くの会員がADRの特長を理解し、「それならばこの事件はセンターに持ちかけてみよう」となるように一人ひとり意識を変えていただければと思います。

ADRは、「当事者による人間関係修復の場」です。そして、世界的ルールとして「守秘義務」があります。「相手と白黒決着を着けたい」あるいは、「争いの事実が世間に広まっても構わない」といったニーズを持ったかたにはADR以外の解決法がありますが、多くの紛争当事者は、「本当はお互い仲良くしたい」「争いの内容を世間様には知られたくない」のではないのでしょうか。このような本音を持っている依頼人を、安易に他の制度で処理していませんか。皆様も、今一度、日常業務の中で、お心当たりの事件を見直していただけないでしょうか。その中でもし、該当するような事件がありましたら、「センターかごしま」を是非ご利用ください。「センターかごしま」は皆様の貴重な財産です。会員の皆様の広報活動と積極利用を、是非お願いいたします。

「境界問題相談センターかごしま」の取扱件数(平成18年8月28日～平成23年8月31日)

年度	電話照会	事前相談			相談			調停							
		実施	相談へ	調停へ	受付	解決	調停へ	受付	継続		却下	取下	不応諾	不調	合意
									参加交渉中	調停中					
18	69	39	6	0	6	3	3	3	0	0	0	0	1	0	0
19	76	40	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1	1	0	0
20	58	15	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1	4	4	2
21	47	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
22	34	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	25	14	2	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
総計	309	137	10	10	10	4	6	16	0	0	0	2	6	5	2

事前相談内容（平成18年8月28日～平成23年8月31日）

事前相談内容	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	合 計
① 国土調査に関する相談	9	7	5	6	7	4	38
② 境界立会の結果に対する相談	6	2	0	1	1	2	12
③ 境界以外の相談(弁護士会相談センターを紹介)	5	3	3	1	0	3	15
④ 境界紛争の予防的相談	4	3	0	3	0	1	11
⑤ 筆界特定を紹介した相談	4	3	0	0	2	3	12
⑥ 通路に関する相談	2	4	0	1	0	1	8
⑦ 地積測量図・地図等に関する相談	2	0	0	0	0	1	3
⑧ 越境に対する相談	2	15	6	5	1	7	36
⑨ 官民境界確定に関する相談	1	0	0	0	0	0	1
⑩ 裁判所の民事調停中の相談	1	0	0	0	0	0	1
⑪ 管轄地域以外の相談	1	0	0	0	0	0	1
⑫ 筆界特定後の相談	0	1	0	0	0	0	1
⑬ その他	2	2	1	1	0	6	12
合 計	39	40	15	18	11	28	151

※但し、一つの事前相談に対し、相談内容が一つではないものがあるので、事前相談数とは一致しない。

公 嘱 協 会 だ よ り

理事長 小野原 憲人



朝夕に若干の涼しさを感じさせる9月初旬となりましたが、まだまだ残暑
厳しい日々が続いております。皆様方にはご健勝のことと存じます。

8月26日の総会で公嘱協会の理事長に就任いたしました。よろしくお願いします。

ところで、3月11日からちょうど半年を迎えようとしています。千年単位と言われる大震災に
原発事故まで加わって日本中が重苦しい日々を過ごしてきました。今なお、1万6千人近い死者と
4千人以上の行方不明者、収束の目途のつかない事故の後処理と人間の非力さを感じるばかりです。
また報道では台風12号による惨禍と記録的な円高がいつまで続くのかと産業の空洞化を懸念す
る声も多く寄せられています。

私たち人間は1年を1つの単位として生き、100年生きられれば良いほうです。考え方も1年
2年が基本で、10年あるいは100年が限界です。その100年が100回あって1万年、その
1万年が1万回あって1億年です。46億年の地球の歴史に比べれば、私たち人間は極めて小さな
存在であり、その一瞬を生きているに過ぎません。

世界の最高峰エベレストの山頂の石灰岩から海の生物三葉虫等の化石が発見されていることを
思えば私たちの想像できない天変地異の可能性もあるということです。自然に対する畏敬の念をも
って与えられた時間を生きていく必要があると思ったことでした。

かといって、私たちの日々は春夏秋冬、1年365日です。この1年を生きるためには、仕事を
し、報酬を得て生活していかなければなりません。周囲の状況はといえば私たち土地家屋調査士だけで
なくすべての士業が厳しい状態にあります。他の産業・業種を含めて、外国の安い労働力やコンピ
ュータの発達により仕事を取って代われ、あるいは人間の数を減らされといったことで職にあり
つけない、将来的には人間の要らない社会になりつつあるのではと懸念しています。

ただ私たち土地家屋調査士は現場に行って調査・測量をしてこななければなりません。ここだけは
変わることはない、また私たちの強みだと信じています。不況で仕事の少ない厳しい環境にありま
すが耐え抜いていく必要があります。

最後に公益法人移行の件についてふれさせていただきます。

事実関係として、今年の3月23日に沖縄県に申請していた沖縄県協会が公益不認定となりまし
た。同じく8月5日に内閣府に申請していた岩手県協会が公益認定となりました。また、近いうち
に同じく内閣府に申請している愛媛県協会、静岡県協会についても結果が示されるものと聞いてお
ります。いずれ時期をみて現状と方向性等、報告と説明の機会を設けたいと思っております。

今、私たち特例民法法人が公益法人への移行を選択した場合には、すべての公益法人認定基準を
クリアーしておくことが必要となります。協会としては、コンプライアンス（法令順守）、ガバナ
ンス（統治、管理）、ディスクローズ（情報の開示）といった面からもう一度チェックする必要が

あります。社員の皆様には預かった仕事を誠実、かつ迅速に処理していただき公嘱協会に頼んで良かったと思って頂けることが肝要かと思えます。以上この紙面をお借りして思いを述べさせていただきました。ありがとうございました。

新しいメンバーは以下のとおりです。

新執行部

理事長 小野原 憲人（鹿児島）

副理事長 吉本 健二（鹿児島）

滝本 俊治（鹿児島）

理事 西 英孝（鹿児島）

原田 昭文（鹿児島）

木村 勝雄（鹿児島）

福崎 秀一（鹿児島）

弥栄 健一（知覧・指宿）

徳留 政彦（川内）

家村 信弘（霧島）

浜田 真次（曾於）

中村 藤子（志布志）

有島 龍太郎（鹿屋）

名越 重廣（熊毛）

朝山 繁（大島）

監事 益田 博明（鹿児島）

福元 悦人（知覧・指宿）

予備監事 吉井 千秋（曾於）

政治連盟だより

会長 坂元 均



朝夕は、小さな秋の気配が感じられるこの頃ですが、会員の皆様にはご健勝の事と存じます。政府も新しい陣容が整い、政治が動き出していますが、野田総理大臣の最初の仕事は、東日本震災地及び台風12号の悲惨な爪跡の残る和歌山県、奈良県を中心とした被災地訪問となってしまいました。

地震による原子力発電所被害、これによる放射能汚染は、本当のところはどのように影響しているのか現時点では明らかに出来ないのではないかと危惧しているところである。

企業を含む日本の多くの団体が、災害発生に対して復旧、復興に何が出来るのかそれぞれの立場で行政に対して働き掛けている事の一つに「災害時協定」の締結があります。

土地家屋調査士の多くの会がこの締結を進めているようであるが、今回の震災を見据えて真に国民のために役立つ内容の構築が求められるのではないかと考えるところです。

「土地家屋調査士にとって本会が出来ないところを補う政治連盟」を常に運営等に気配りしているところですが、調査士制度の維持発展のため国政、県、市町村行政に対して要望することは何もない事が逆説からは理想かも知れませんが、社会の変化がこれを許すべくもなく、本会及び公嘱協会との連携を保ちながら政連の役割を果たして行きたいと考えています。

昨今の調査士を取り巻く厳しい経済状況に鑑み、仕事量が減衰の一途を辿っている今日(こんにち)、資格制度がこれまで通り維持できるのかと言った不安の声も耳にしますが、このようなゆっくりと動く止めどのない大きな問題が目に見えてからでは、もう遅い事を認識したいものである。

調査士制度の維持発展をアピールするには、何といたっても多くの会員数が必要であります。現在、当政連の会員加入率は64%程度ですが、決して十分なものとは思われません。

予算面でも活動の限界がありますので、未加入者の方々のご協力を呼び掛ける次第です。

さて、最近の本政治連盟の主な動きを下記に報告してお便りと致します。

1. 6月9日 調査士政連と司法書士政連との情報交換会開催

各政連の活動状況、県政、市政に対して県議会、市議会等での要望質問事項等の纏め方について幅広い協議を行った。また、選挙協力要請に対する対応についての協議

2. 6月14日 第57回県連定期大会開催へ出席

3. 8月8日 第1回 三会(本会、公嘱協会、政連)の協議会開催

- ・調査士業務に関して、県政・市政に対する要望事項等の意見交換
- ・本年度の県議顧問団、鹿児島市議顧問団との協議会開催について協議

- ・鹿児島市長選挙(12月)について
- ・鹿児島県知事選挙(24年7月)について
- ・鹿児島市議選挙(24年4月)について

4. 9月1日 第2回 三会(本会、公嘱協会、政連)の協議会開催

- ・公嘱協会役員改選に伴う新役員が決定したので本格的な三会協議会を開催

この後、保岡前衆議院議員の申出による勉強会を弁当を取りながら行った。

更に、理事長を含む三会の長三名で、鹿児島市議長ほか議員2名を表敬訪問し、
鹿児島県庁に赴き、県議会議長、県議団事務局長を訪問したが、不在。

基本的に会員皆様のご意見、お知恵を取り入れて今後の政治連盟の活動に活かしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

以上

青 調 会 だ よ り

かごしま青年土地家屋調査士会会長 池田 拓志



孟秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、本年3月11日に東日本において未曾有の大震災が発生しました、このたびの東日本大地震により被害に遭われた被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

かごしま青年土地家屋調査士会活動報告（平成23年8月現在）

①自主勉強会（通称・寺子屋）の実施

私の会長就任後、しばらく中断してしまいました寺子屋ですが、4月から再開いたしました。

現在は月1回、原則第二月曜日の18：00から司調センター3F会議室で行っております。

②研修会の実施

5月21日（土）に、鹿児島中央公民館3階会議室において研修会を実施致しました。

㈱HALビジネスの春田尚子先生を講師に招き、『ビジネスマナー・話し方講座』をテーマにご教示をいただきました。

③レクリエーション活動

6月4日（土）に、鹿児島県青年司法書士会及び鹿児島青年税理士クラブと合同で、第3回青年士業ソフトボール大会を実施致しました。

今回の成績は1勝1負の2位でしたが、次回こそは2勝で優勝を目指し頑張りましょう。

このたび私儀10月末日をもちまして、かごしま青年土地家屋調査士会会長を退任することとなります。

就任中は何かと役不足・力不足でございましたが、皆様方からの温かい御支援と御協力をいただきまして、無事終了できましたことを心からお礼申し上げます。

尚役員改選により、今後新任の方が就任されることとなりますが、私同様引き続き御支援賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆様方のご健勝をお祈りいたします。

編集後記

まず表紙のロゴを変更した。次に恒例となっていた10年ひとむかしのコーナーの原稿は全滅だった。節目を迎えた調査士方々の心意気を拝見したかったのだが残念だ。

今後、広報部としては会報やホームページを会員のための情報発信の場として充実発展させていこうと思っているので、会員の方々にはどんどんメッセージを発信してもらいたい。最後に発行にご協力いただいたすべての関係者に感謝します。

広報部長 桐原 茂太

広報部員の新メンバーの中にひとり旧部員として残りました。前任者として委員の新たな視点での会報作製のサポートができればと思っています。

理事 田中亮一

初めて会報かごしまの編集にたずさわることになり、ホームページの活用等、今後の会報のあり方を考える良い機会になりました。より良い会報が作成できるように務めていきたいと思います。

松永 剛知

初めての委員の仕事で戸惑いました。次号は表紙写真の担当となりましたのでがんばりたいと思います。

前杉 竜志

広報委員という立場で初めて県会の仕事に参加致しました。寄稿される方、編集者、みな調査士、会報ひとつ作成するのに皆様の協力が必要です。これからもよろしくお願い致します。

迫田 圭介

昨年、10月に入会し、もちろん初めての広報委員にと声をかけて頂き、桐原さんありがとうございました。実務はおぼつかないですが、得意のPCで少しでも会員の皆様、会の仕事のお役に立てるよう頑張ります。今後とも、よろしくお願いします。

上小鶴 一善



用紙 F A X 注文書 (099-256-4337)

平成 年 月 日

鹿児島県土地家屋調査士会

	品 名	仕 様	価 格 (円)	注 文 数
1	不動産調査報告書(手書用) (用紙代470円・比例会費10,000円)	25 枚	10,470	
2	〃 (用紙代 19円・比例会費 400円)	1 枚	419	
3	不動産調査報告書(ワープロ用) (用紙代470円・比例会費10,000円)	25 枚	10,470	
4	〃 (用紙代 19円・比例会費 400円)	1 枚	419	
5	地 積 測 量 図 (B判)	50 枚	1,000	
6	建 物 図 面 (B判)	50 枚	1,000	
7	図 面 (無 地) (B判)	100 枚	1,500	
8	戸 籍 請 求 書 (A判) (申 込 書 必 要)	30 枚	500	
9	領 収 書 ・ 請 求 書 (A判)	50 枚	590	
10	閲 覧 申 請 書 (B判) (一 般 用)	100 枚	370	
11	閲 覧 申 請 書 (B判) (コンピュータ用)	100 枚	370	
12	登 記 完 了 証 用 紙 (A判)	10 枚	350	
13	表 示 登 記 済 証 書 表 紙 (A判)	50 枚	650	
14	事 件 簿 (A判)	50 枚	380	
15	共 同 担 保 目 録 継 紙 (B判)	50 枚	630	
16	取 下 書 (B判)	100 枚	530	
17	フ ァ イ ル (A判)	1 冊	550	
18	登 記 識 別 情 報 シ ー ル	10 枚	130	
19	バ ッ ジ (会 員)	1 個	1,000	
20	名 刺 (表 裏 カ ラ ー)	100 枚	1,500	
21	杭 (A - 4 5) 4 5 × 4 5 × 4 5 0 (mm)	   1 本	195	
22	杭 (A - 6 0) 4 5 × 4 5 × 6 0 0 (mm)	   1 本	235	
23	杭 (B A - 6 0) 7 0 × 7 0 × 6 0 0 (mm)	   1 本	335	

※杭の頭部のマークは・ ・ ・の3種類がありますので、必ずいずれかに○をして下さい。

〒
住所
TEL
氏名

TOPCON

イメージングステーション IS

- ・測量機からの画像を手元で確認！
- ・画像を使って旋回、視準、観測、記録が可能！



IS IMAGING STATION
CAPTURE REALITY

ハンドヘルドGNSS受信機 GRS-1

- ・究極にコンパクト2周波GNSS受信機！
- ・ネットワーク型RTKに最適。携帯通信モジュール内蔵



GRS-1
ハンドヘルドGNSS受信機

SOKKIA

SRX

自動追尾/自動視準・
トータルステーション

フリースタイル宣言
めざしたのは、完全なリモートコントロール。

- ・リモートキャッチャーからサーチ光を照射し、素早いロスト復帰が可能
- ・ソキア独自の高精度360°プリズムで、安定した観測精度を実現



TOPCON

車載型3D空間情報取得システム IP-S2 Lite

- ・走行するだけで、地理空間データを取得！
- ・走行路線周辺の3DCG作成、GISとの融合



IP-S2 Lite
モバイルマッピングシステム

NEW

<http://www.kk-hisanaga.com>
Hisanaga 株式会社 久永

営業品目～測量機器販売・レンタル、測量システム、IT・OA

ソリューション提案、オフィスファニチャートータル提案

取扱メーカー～リコー、福井コンピュータ、アイサンテクノロジー

トプコン、ソキアトプコン、TJMデザイン、岡村製作所

各営業所 川内営業所 鹿屋営業所

大島営業所 国分営業所



測量機の修理・校正

確かな品質と、信頼の久永へ!!常時5名のスタッフが修理、校正しています。ISO9001認証取得企業です。

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然的事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

揃えておきたい！好評実務書籍



類似の事案を考察するための基本解説書。

筆界特定事例集

東京法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室 編著

B5判 284頁 定価2,940円(税込) 平成22年11月刊

- 主要資料を的確に読み解いた、「参考となる」24事例を厳選。
- 「概要」→「申請人及び関係人の主張（並びにその根拠）」→「筆界の検討」→「結論」の流れに沿って解説。
- 資料を確実に理解し、整理するための専門的知識を総論で紹介。



Q&A形式で実務を網羅。登記実務のエキスパートが解説。

新版 Q&A 表示に関する 登記の実務

全5巻
＋
特別編

中村 隆・中込 敏久 監修 荒堀 稔穂 編集代表

- 多種多様な土地・建物の登記について具体的に解説
現場での疑問・実例が満載。根拠条文・先例・判例と関連付け、具体的に解答を提示。
- 不動産登記法の改正に完全対応
前版の内容を全面的に見直し、新規設問を追加。
- 充実した索引で実務に最適
事項索引、法令・先例・判例索引を収録。

第1巻 登記手続総論・土地の表題登記・分筆の登記

A5判 560頁 定価4,935円(税込)
平成19年1月刊

第2巻 合筆登記・地積更正・地目変更・地図訂正

A5判 562頁 定価5,040円(税込)
平成19年5月刊

第3巻 地積測量図・土地の滅失の登記・特殊登記

A5判 500頁 定価4,725円(税込)
平成19年11月刊

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記

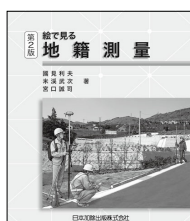
A5判 504頁 定価4,725円(税込)
平成20年5月刊

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、建物の滅失の登記、建物図面関係

A5判 640頁 定価5,775円(税込)
平成20年12月刊

特別編 筆界特定制度 一問一答と事例解説 筆界特定実務研究会 編著

A5判 672頁 定価5,880円(税込)
平成20年1月刊



図表、イラストを豊富に使った、基礎を築くための教科書。

第2版 絵で見る 地籍測量

國見利夫・米沢武次・宮口誠司 著

A5判変形 192頁 定価4,095円(税込) 平成23年6月刊

- 新しい測量法（ネットワーク型RTK-GPS法、デジタル方位距離計法、単点観測法など）に対応。



基礎からその成果の管理に至るまで、初任者にもわかりやすいよう解説。

平成22年改正「準則」準拠 地籍測量

國見利夫 著

A5判 340頁 定価2,940円(税込) 平成23年1月刊

- 図表、地図、写真、イラストを豊富に使った解説
- 地籍測量・地籍調査・筆界確認



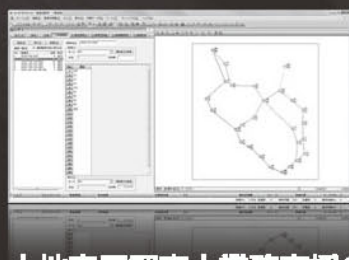
日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 詳しい情報は当社ホームページで！
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>

さらに洗練されたユーザビリティ。 BLUETREND XA 2012 新登場。

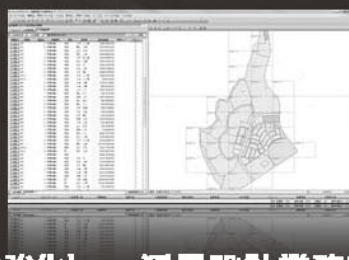
BLUETREND XA NEW! 2012

測量計算CADシステム[ブルートレンド エグザ]



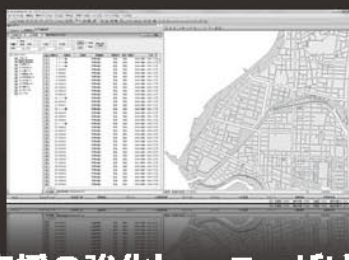
土地家屋調査士業務支援の強化!

- 各階平面図での大規模マンション対応
- 14条地図作成業務対応
- 不動産調査報告書作成支援機能強化



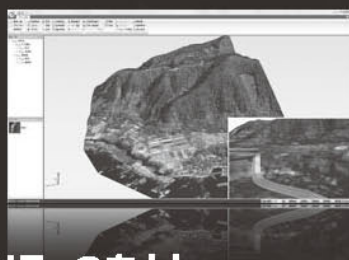
測量設計業務支援の強化!

- CADの描画スピードを大幅向上
- 準則改正に伴う各帳票類の対応
- 地籍調査作業規程運用基準改正への対応



ユーザビリティの向上!

- 現場管理機能の充実と、切り離し合成機能強化
- バックアップ機能強化で指定の状態に復帰可能
- 見えるメモリ消費量で作業の最適化が可能



待望の「不動産調査報告書作成プログラム」を新たにラインナップ! (オプション)



手間のかかる不動産調査報告書作成作業を時短・省力化! 登記情報提供サービスからの取得情報や「BLUETREND XA」の測量情報の活用をはじめ、様々な入力補助機能を搭載しています。また、写真の編集や管理も可能となっており、調査書を効率的に作成できます。調査書はEXCEL、PDF形式にて出力が可能です。

「TREND REGIC 2012」は、2011年1月に法務省が実施した「登記・供託オンライン申請システム最終検証テスト」に合格しています。

※2011年1月に法務省が実施した「登記・供託オンライン申請システム最終検証テスト」は、民間事業者製ソフトウェアを使用して「登記・供託オンライン申請システム」が正常動作することを目的とするものであり、民間事業者製ソフトウェアの正常動作の検証を目的とするものではありません。

福井コンピュータ株式会社

■鹿児島営業所/鹿児島市加治屋町15-5鹿児島MKビル4F Tel.099-222-5011・Fax.099-222-5031
■本社/福井市高木中央1-2501 TEL.0776-53-9200・FAX.0776-53-9201

公式ホームページにて、製品紹介の動画をご覧いただけます。

福井コンピュータ

検索



1978年…「勿体ない」の精神で木杭の製造販売を始めて33年。厳しい社会情勢の中、皆様の御陰で「マルコー」元気に商売させて頂いております。これから益々、社員一丸頑張ってまいりますので、今後とも何卒御贔屓下さい。

現在取引の無いお客様も、是非！御見積だけでもお声掛けて頂けましたら、本当に嬉しく思います。

株式会社 マルコー
代表取締役 小筋 浩

杭の事なら…リプロ&カクマル代理店

株式会社 マルコー

鹿児島市東開町13番地15

TEL 099-269-2220

FAX 099-269-2204

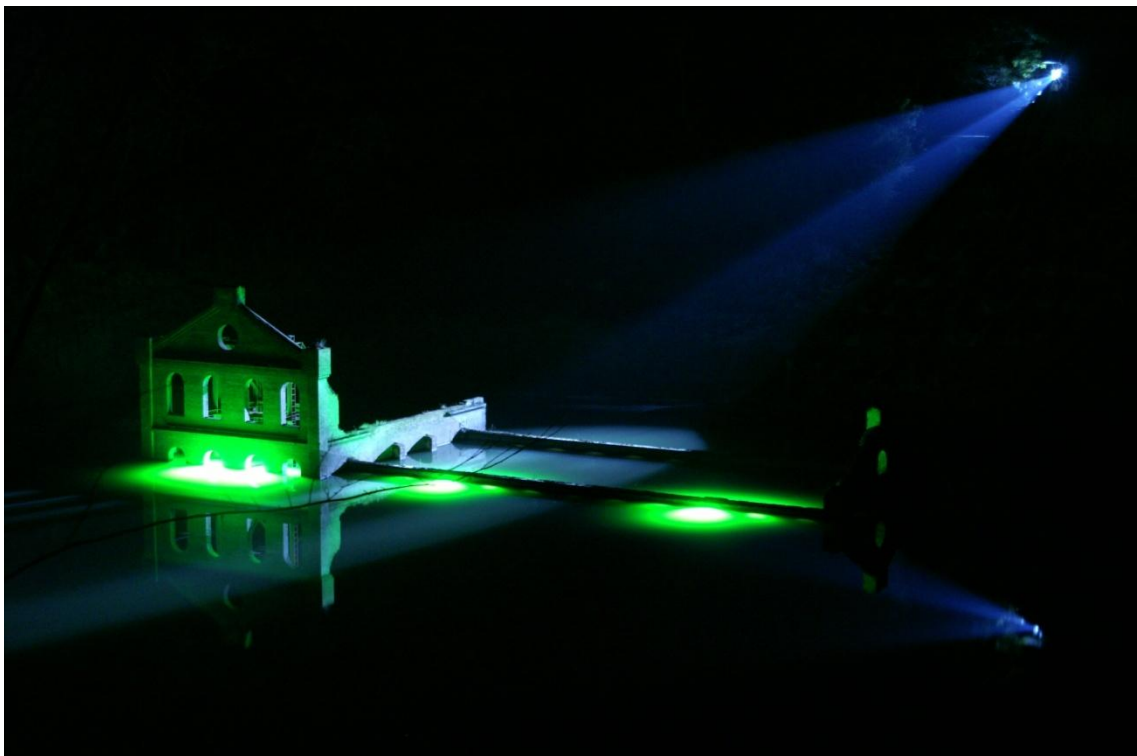
土地家屋調査士会
会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

1. 火災保険
2. 傷害保険
3. 生命保険
4. 医療保険
5. ガン保険
6. 自動車保険
7. 賠償責任保険
8. 所得補償保険

損害保険・生命保険代理店
有限会社 AFI コンサルタント
川畑 秀世
〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8
TEL099-264-6164 FAX099-264-6684





曾木発電所遺構

これは明治42年に曾木第2発電所として野口遵により、曾木の滝の落差を利用する水力発電所として完成した。発電量は約6,700キロワットと当時国内最大級で、その電力は牛尾金山や周辺町村の電力需要のほか熊本県水俣市の後の日本窒素肥料株式会社の工場電力として利用された。所謂、近代化学工業の発祥の地であるとともに自然エネルギー発祥の地でもある。昭和40年に鶴田ダムの建設により湖底に沈んだが、近年地元NPO法人あったらし会の尽力によりリニューアルされて、洋風レンガ造りの建物が曾木の滝周辺の四季折々の景色に映えてとても美しく、時空を超えた空間にいる思いをさせてくれる。今回はあえて裏側から焦点を当ててみた。

広報部桐原

(写真提供・伊佐市、

NPO法人あったらし会)

発行所	鹿児島県土地家屋調査士会
編集者	広報委員会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル1階
電話	099-257-2833
FAX	099-256-4337